

建設リサイクル制度の施行状況の 評価・検討について とりまとめ

平成21年3月13日

国土交通省総合政策局建設業課
課長補佐 古市 秀徳



Today's Menu

「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討」

1. 評価・検討の概要
2. 建設リサイクル制度の現状と課題
3. 課題解決に向けての基本的方向性
4. 課題解決に向けての具体的な取組
5. 今後の進め方



1. 評価・検討の概要

●「建設リサイクル制度」とは？

→建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(建設リサイクル法)

- ・資源の有効利用確保と廃棄物の適正処理を図るため、特定の建設資材について分別解体等及び再資源化等を促進するための措置並びに解体工事業者の登録制度等を規定したもの。
- ・国土交通省と環境省の共管法。
- ・平成12年5月31日制定、平成14年5月30日完全施行。

● 「施行状況の評価・検討」とは？

→ 建設リサイクル法点検（施行後5年経過に伴う）

・建設リサイクル法附則第4条において、

「施行後5年経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

こととなっている。

● 検討時期・体制

平成19年11月～平成20年12月に、

社会資本整備審議会環境部会

建設リサイクル推進施策検討小委員会

[委員長: 嘉門 雅史(高松工業高等専門学校長)]

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

建設リサイクル専門委員会

[委員長: 細田 衛(慶応大学経済学部教授)]

による合同会合を計7回開催。

● 検討経緯

第1回(H19.11.6) 建設リサイクル法の概要と施行状況について

第2回(H20.1.9) 建設リサイクル制度に係る論点について

第3回(H20.2.5) 建設リサイクル制度に係る論点と
今後の方向性について

第4回(H20.3.19) 今後の方向性と中間的整理(案)について/
中間とりまとめ骨子(案)について

第5回(H20.6.4) 中間とりまとめ(案)について

第6回(H20.7.3) 中間とりまとめ(案)について

H20.8.8～H20.9.7 「中間とりまとめ」パブリックコメント実施

第7回(H20.12.11) とりまとめ(案)について

とりまとめ(案)の構成

第1章 建設リサイクル制度の現状と課題

1.建設リサイクル制度の経緯

2.建設リサイクル制度の現状と効果

3.建設リサイクル制度の課題

(1)建設廃棄物の
再資源化の促進

(2)建設廃棄物適正
処理の徹底等

(3)関係者の意識向上等と
循環型社会形成の促進

第2章 課題解決に向けての基本的方向性

1.3Rの推進に向けた横断的取組

2.建設リサイクルの促進

3.建設廃棄物適正処理の徹底

第3章 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

- (1)発生抑制、再使用及び再生資源の利用の推進
- (2)建設廃棄物の流れの「見える化」
- (3)建設リサイクル市場の育成
- (4)分別解体、再資源化の情報提供
- (5)建設リサイクル法の周知・啓発の充実
- (6)建設リサイクルに関する技術開発等の推進

2.建設リサイクルの促進

- (1)分別解体等における取組の推進
 - ・対象規模基準のあり方
 - ・施工方法に関する基準
 - ・分別解体等における有害物質等の取扱い
 - ・事前届出・通知
 - ・登録制度のあり方
 - ・工事内容及び費用の明確化
- (2)再資源化における取組の推進
 - ・特定建設資材の追加の検討
 - ・完了後の報告のあり方
- (3)縮減に関する取組の推進
(建設発生木材の縮減のあり方)

3.建設廃棄物適正処理の徹底

- (1)適正処理における取組の推進
 - ・不適正処理の発生のメカニズム
 - ・不適正処理の防止策の実施
- (2)取締まりにおける取組の推進
 - ・パトロール等の実効性の向上
 - ・現場状況把握の強化
 - ・行政における情報共有等の連携強化



2. 建設リサイクル制度の 現状と課題

建設リサイクル制度の経緯

建設リサイクル制度の現状と効果

	平成12年	現在	
状況	建設廃棄物の最終処分場のひっ迫・不適正処理による問題の深刻化	建築物解体廃棄物のリサイクルの取組の遅れ	分別解体等・再資源化等の高いレベルでの進展 →最終処分量、不法投棄の減
制度	<ul style="list-style-type: none"> 再生資源利用促進法 (H3制定) 公共工事を主な対象とした規制的手法(リサイクル原則化ルール等) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法 (H12制定、H14施行) 民間工事にも規制 循環型社会形成推進基本法 (H12制定) 	<p>〈建設リサイクル法施行状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出件数: 26万件 (H19) 登録業者数: 約7,700業者 (H19年度末) <ul style="list-style-type: none"> 第2次循環型社会形成推進基本計画 (H20.3閣議決定)
再資源化等率	H7年度: 58%	H12年度: 85% うち 建築系: 74% <u>建設発生木材: 38%</u> (再資源化率)	H17年度: 92% うち 建築系: 88% <u>建設発生木材: 68%</u> (再資源化率)

循環型社会形成推進のための法体系

- H12以前の制定法
- H12改正法
- H12新規制定法
- H14新規制定法

基本的枠組み

環境基本法

環境基本計画

循環型社会形成推進基本法

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

一般的枠組み

廃棄物処理法

廃棄物の適正処理

資源有効利用促進法

リサイクルの推進

グリーン購入法

グリーン調達

個別物品の特性
に応じた規制

容器包装リサイクル法

容器包装の市町村による分別収集／製造・利用者による再商品化

家電リサイクル法

廃家電の小売店による引取／製造業者等による再商品化

建設リサイクル法

対象建設工事の受注者による
建築物等の分別解体等／特定建設資材の再資源化等

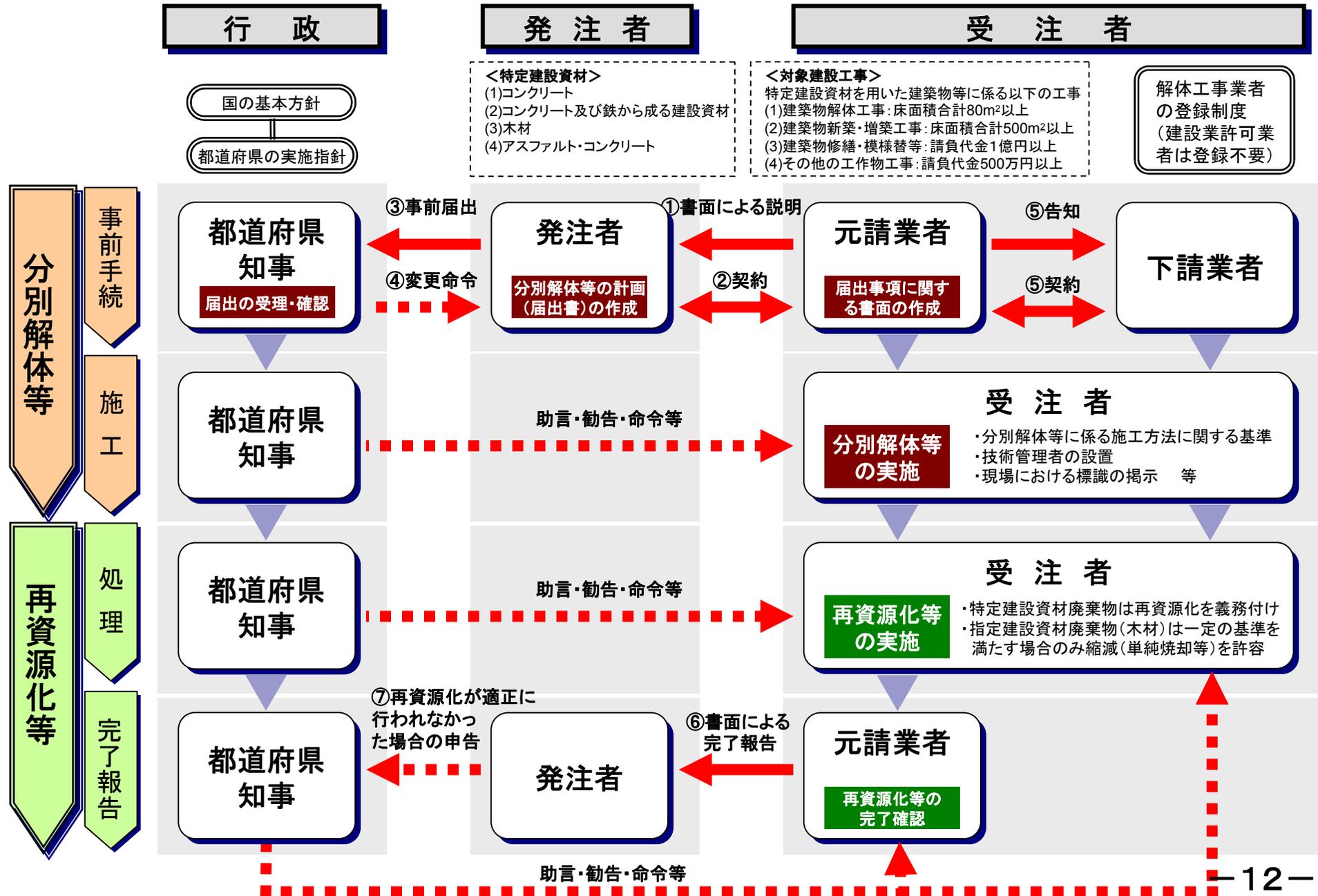
食品リサイクル法

食品の製造・加工・販売業者による再生利用等

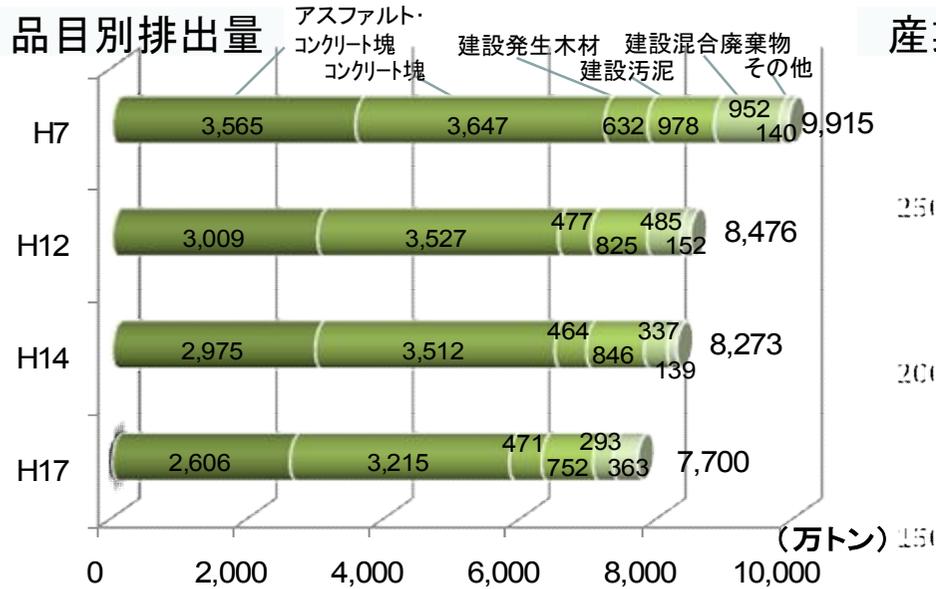
自動車リサイクル法

自動車製造業者等によるエアバッグ・シュレッダー
ダストの再資源化、フロン類の破壊

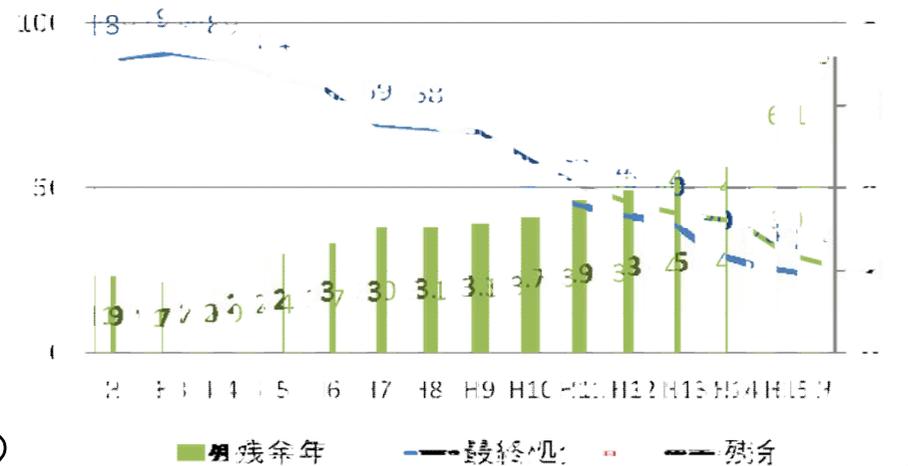
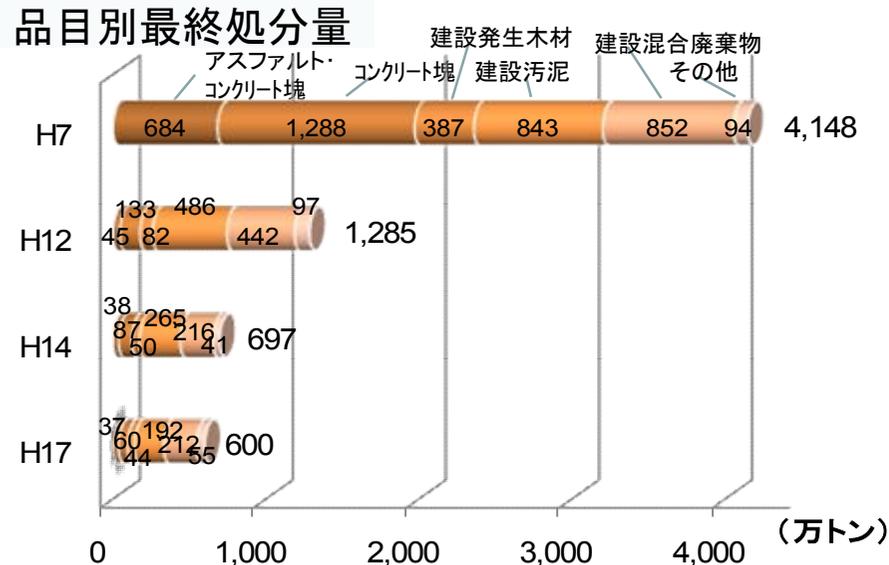
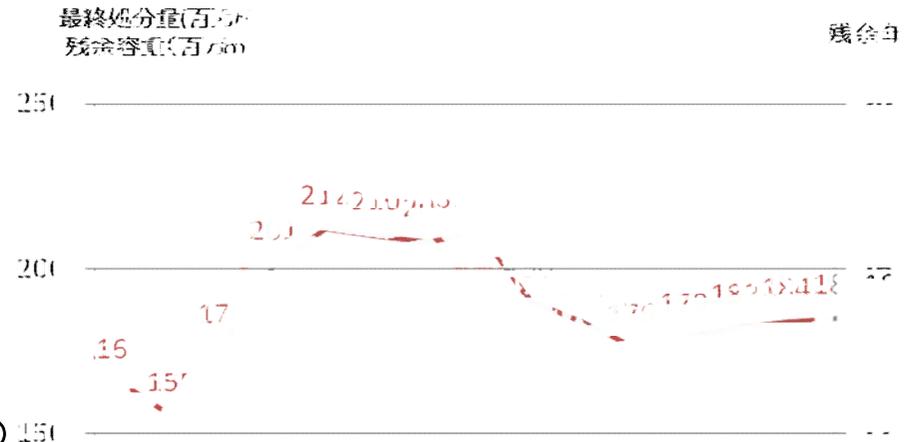
建設リサイクル法の仕組み



建設廃棄物の排出量と最終処分量の推移



産業廃棄物最終処分量と最終処分場の残余容量



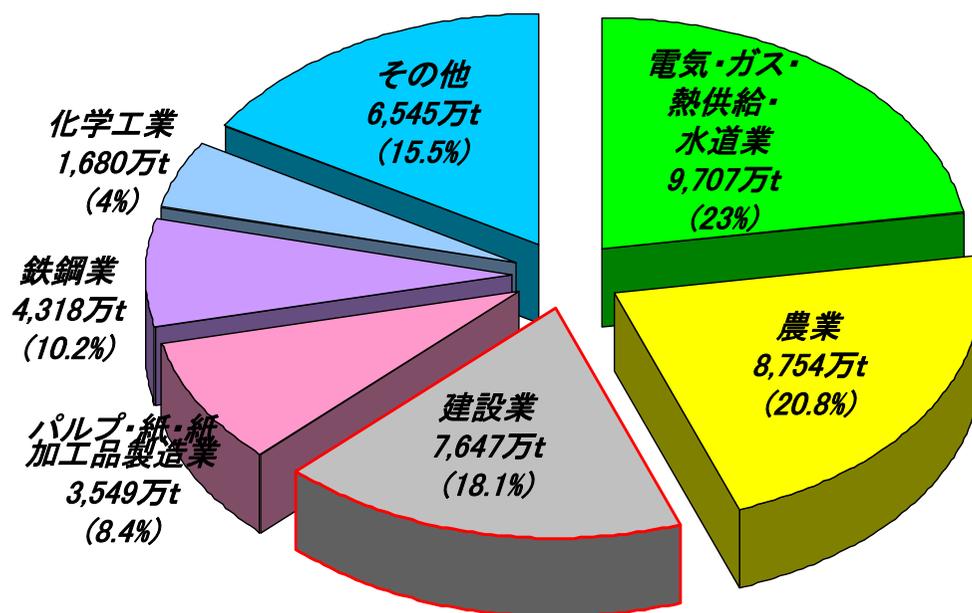
国土交通省「建設副産物実態調査」による。

環境省「産業廃棄物の排出・処理状況調査」、「産業廃棄物行政組織等調査」による

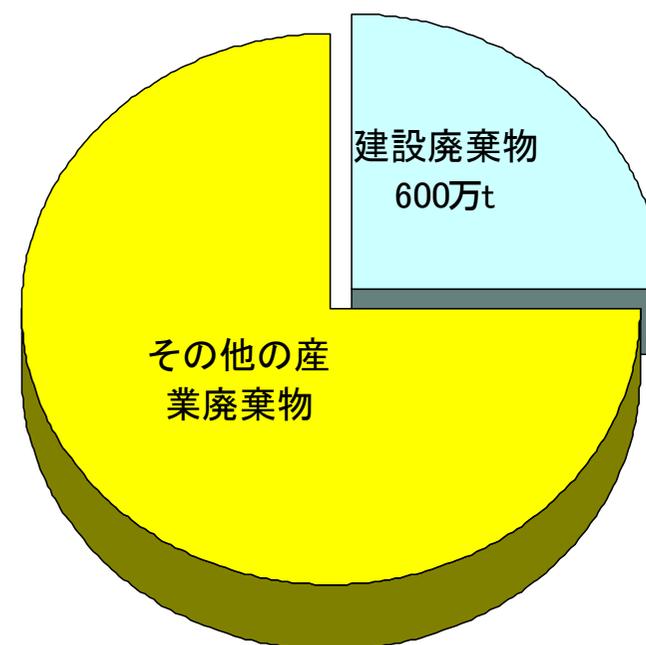
建設廃棄物の排出量と最終処分量

産業廃棄物排出量 約4億2,200万トンの約2割が建設廃棄物

産業廃棄物最終処分量 約2,400万トンの約1/4が建設廃棄物

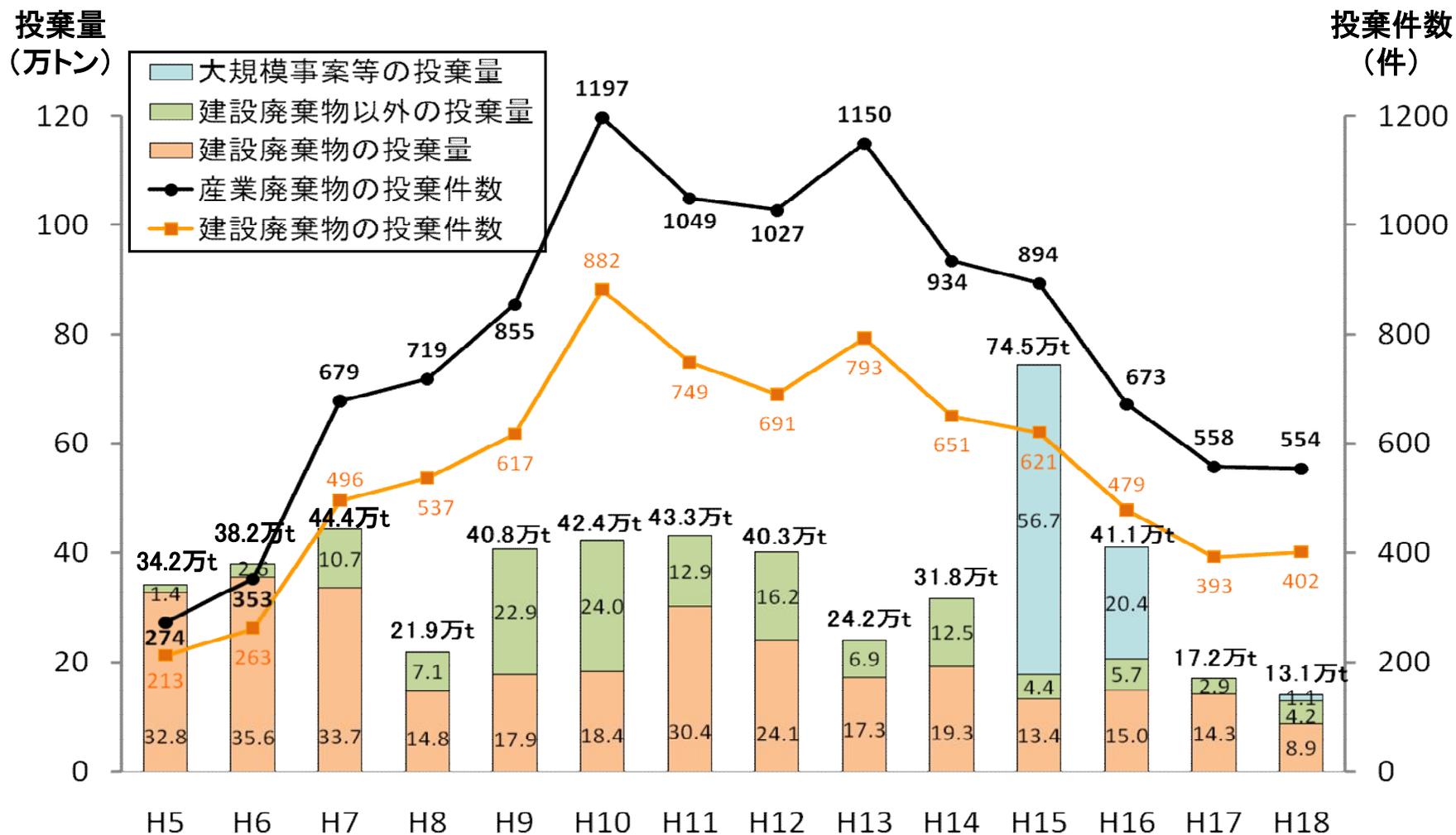


平成17年度産業廃棄物排出量
(環境省調査)



平成17年度産業廃棄物最終処分量
(環境省調査、建設副産物実態調査)

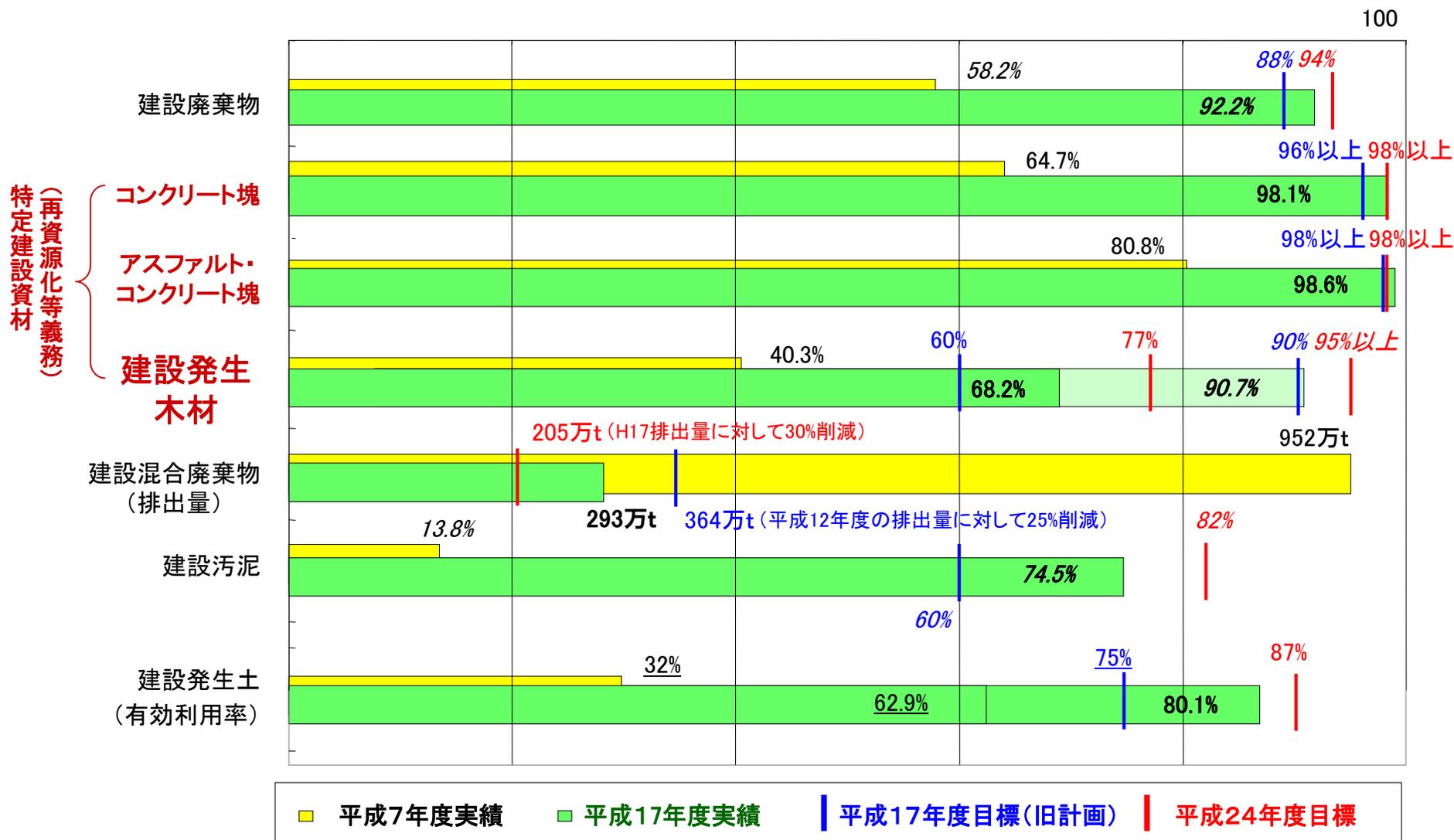
産業廃棄物の不法投棄量及び件数の推移



環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」による

投棄件数及び投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件あたりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象としている。

品目別再資源化率等



※斜体字は縮減(焼却、脱水)含み
 ※建設発生土の実績(下線字)は現場内完結利用を含まない有効利用率

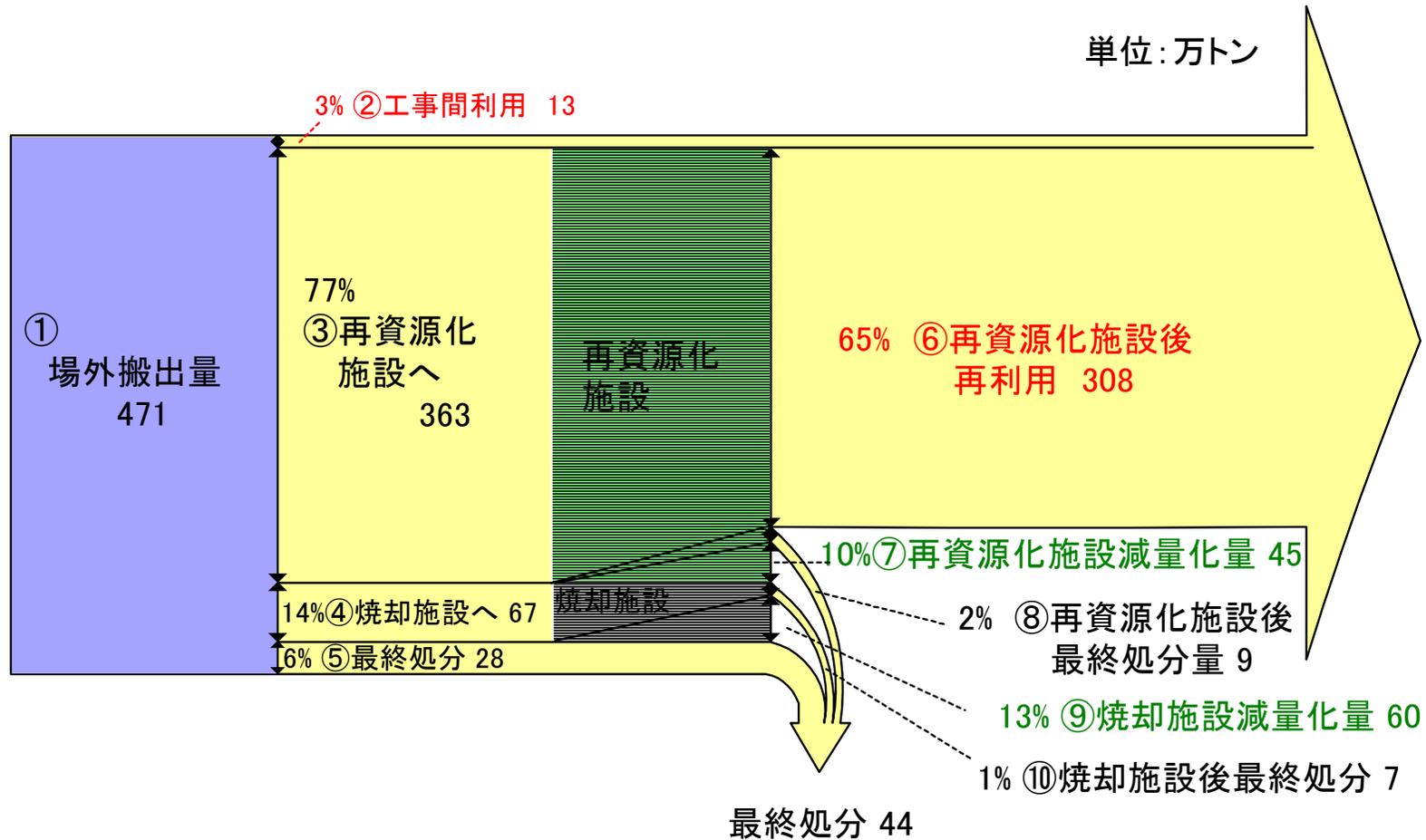
建設副産物の再資源化等の状況(建設副産物実態調査)

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

- 建設発生木材の再資源化率は68% (平成17年度)
- 建設発生木材の再資源化等率は91% (平成17年度)



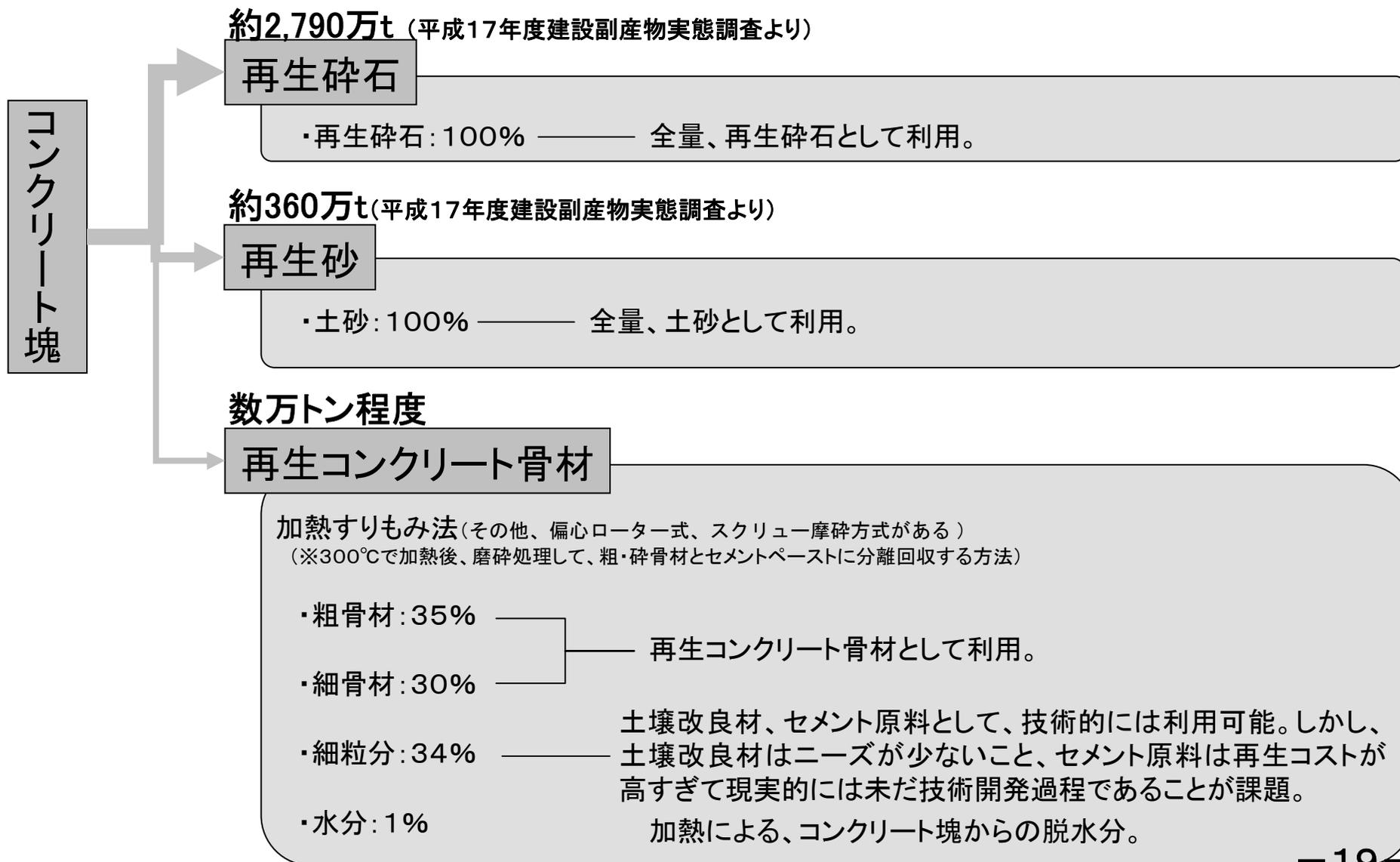
●建設発生木材(伐木材等含む)のリサイクルフロー



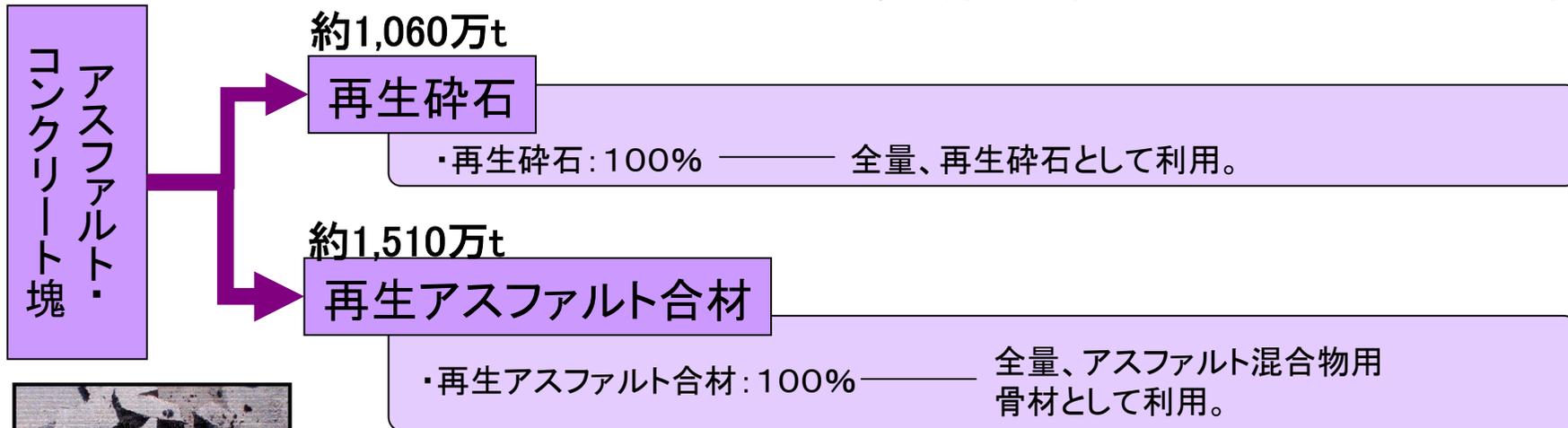
再資源化等率 $\frac{(2) + (6) + (7) + (9)}{(1)} = 90.7\%$

再資源化率 $\frac{(2) + (6)}{(1)} = 68.2\%$

●コンクリート塊の再資源化率は98%（平成17年度）



●アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は99%(平成17年度)



※数値は、平成17年度建設副産物実態調査(国土交通省)より



アスファルト・コンクリート塊



骨材



添加物(軟化剤)



再生プラント

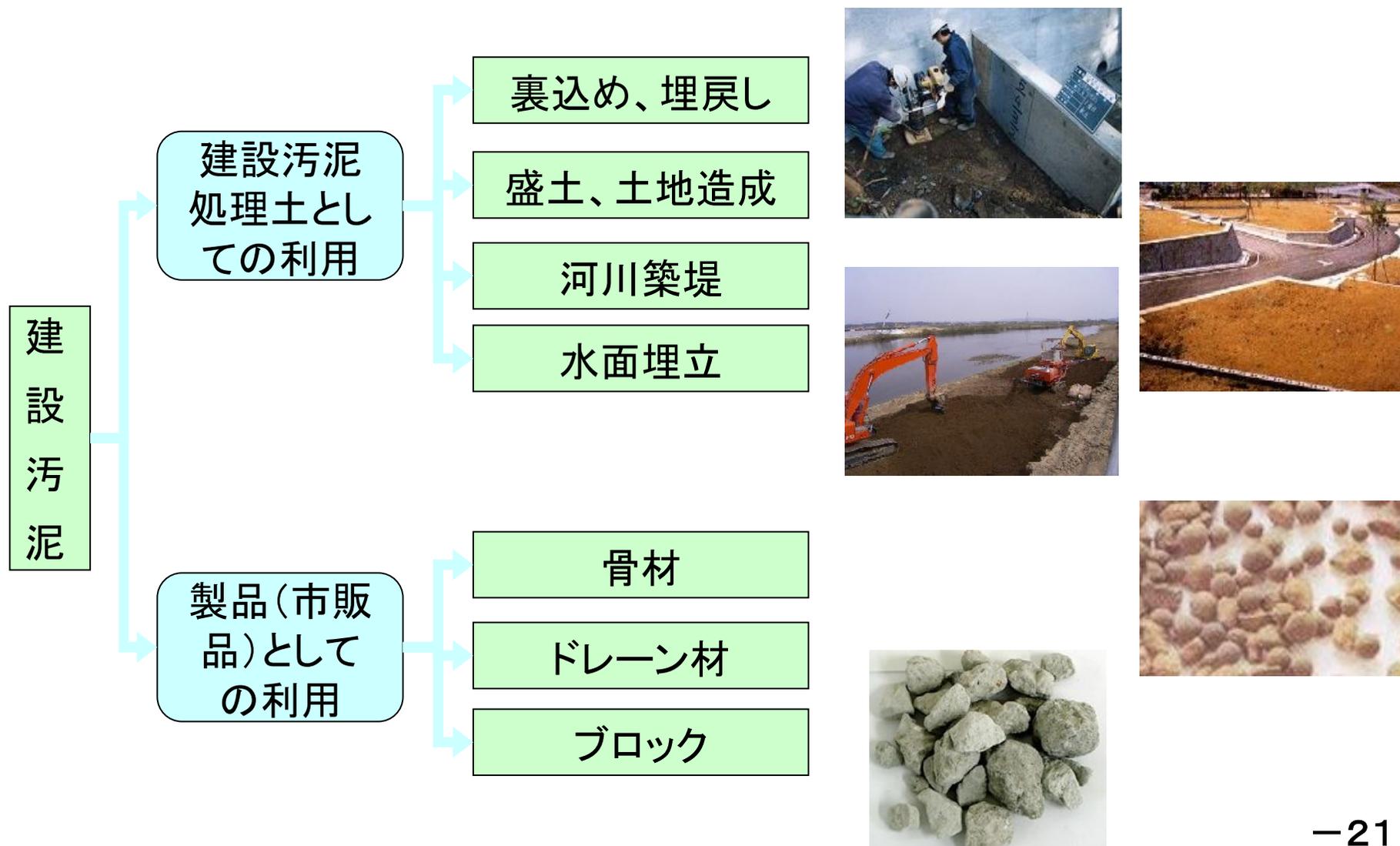


再生合材

再生アスファルト・コンクリート合材の製造方法(プラント再生の場合)

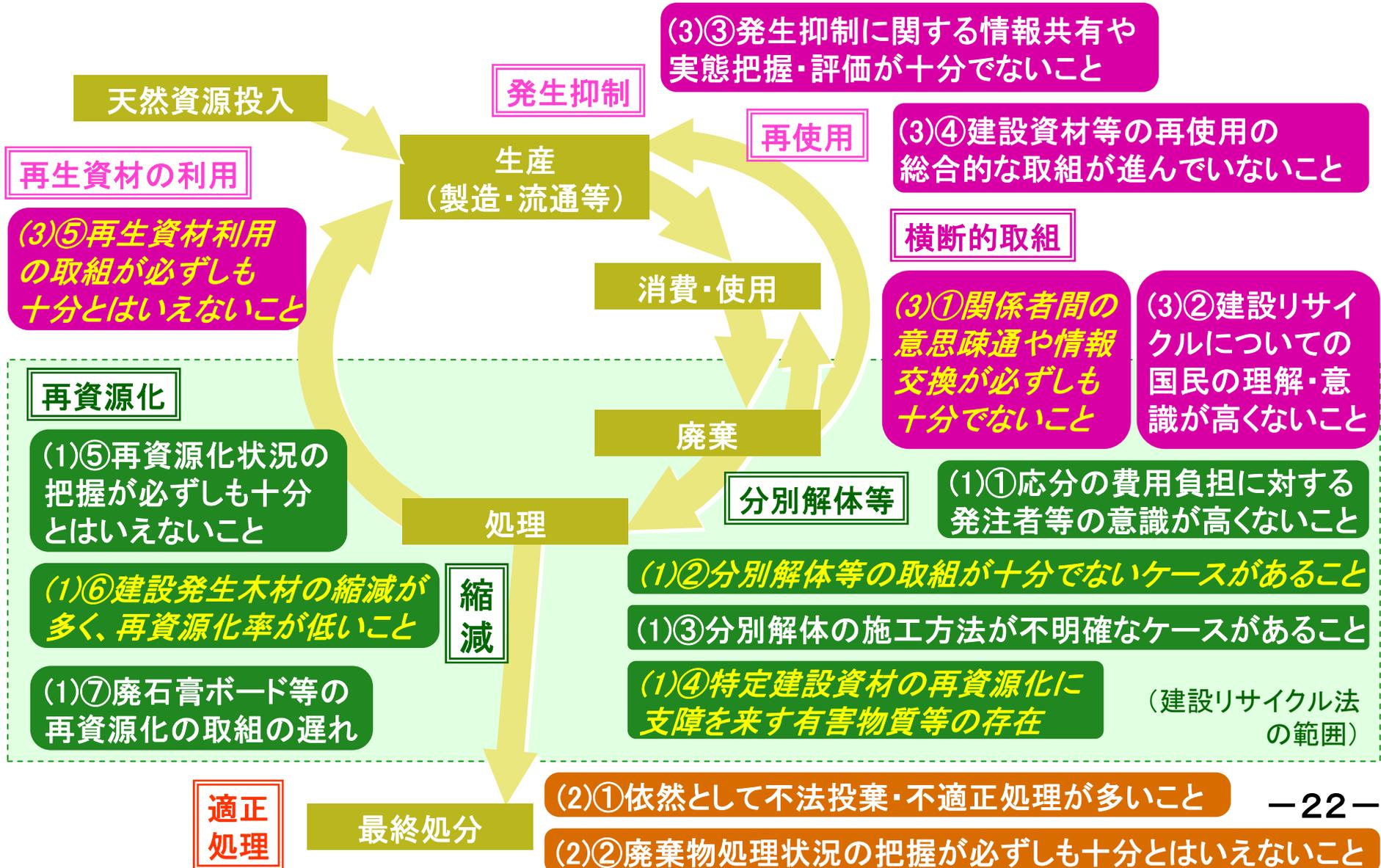
2. 建設リサイクル制度の現状と課題

- 建設汚泥の再資源化率は48%（平成17年度）
- 建設汚泥の再資源化等率は75%（平成17年度）



建設リサイクル制度の課題

建設分野における主な課題



(1)建設廃棄物の再資源化の促進

(1)①応分の費用負担に対する発注者等の意識が高くないこと

- ・応分の費用負担に対する便益が把握しづらいこと等から、適正費用負担について発注者等の理解が得られないまま、処理費用を抑えるために建設廃棄物の不適正処理がなされるおそれがある。

(1)②分別解体等の取組が十分でないケースがあること

- ・建設リサイクル制度に対する意識の低さから、必要な事前届出等や適切な分別解体等が行われない場合が見られる。
- ・現場分別を徹底すればするほど廃棄物が小口化・多品目化され、廃棄物の収集・運搬が非効率になる。
- ・関係者で情報共有する仕組みが整っていないことから、現場分別したものの、結局再資源化されずに処分される場合がある。

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)②分別解体等の取組が
十分でないケースがあること

対象工事件数及び届出・通知率の推計

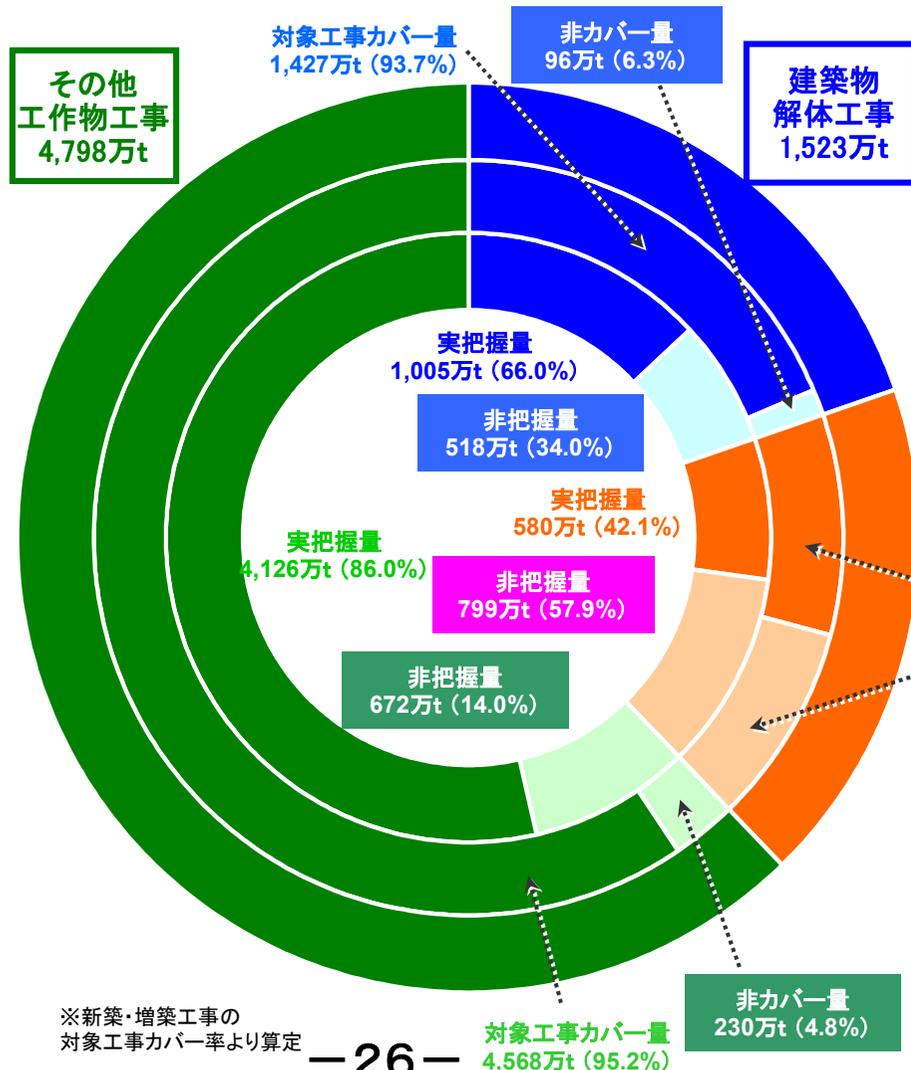
- 「固定資産の価格等の概要調査(総務省)」や「建築着工統計(国土交通省)」等をもとに、建設リサイクル法の対象工事件数を推計。
- 対象工事のうち届出・通知がなされているのは、建築物の解体工事で約70%、新築・増築工事及び修繕・模様替工事で約80%(以上平成17年度)、その他工作物工事(土木工事等)で約90%(平成18年度)程度と推定される。
→対象工事の届出・通知率を反映した廃棄物排出量カバー率は、建築物解体工事で3分の2程度。

工 種	対象工事件数 (推計値)	届出・通知 件数	届出・通知率 (推計値)	廃棄物排出量 カバー率 (届出・通知率 100%の場合)	廃棄物排出量 カバー率 (届出・通知率 を反映)	参考データ
建築物解体工事 (平成17年度)	約30万件	198,253件	約70%	約94%	約66%	・固定資産の価格等の 概要調査(総務省) ・建築着工統計(国土交 通省)
建築物新築・増 築工事及び修 繕・模様替工事 (平成17年度)	約3.9万件	29,851件	約80%	約52%	約42%	・建築着工統計(国土交 通省) ・増改築・改装等調査結 果(国土交通省)
その他工作物工 事(土木工事等) (平成18年度)	約19万件	162,885件	約90%	約95%	約86%	・建設工事受注動態統 計調査(国土交通省)

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)②分別解体等の取組が十分でないケースがあること

全建設廃棄物排出量に占める 対象工事カバー量及び実把握量



- 廃棄物排出量の対象工事カバー率(現行の対象規模基準でカバーされる割合の推計値)は全体の87%である。
- 実把握量(対象工事カバー率に届出率を乗じた推計値)は、全体の74%である。

＜建設廃棄物合計＞

排出量: 7,700万t

対象工事カバー量: 6,712万t(87.2%)

非カバー量: 988万t(12.8%)

実把握量: 5,711万t(74.2%)

非把握量: 1,989万t(25.8%)

	廃棄物排出量 (H17センサスより)	対象工事カバー量 (推計値)	非カバー量 (推計値)	実把握量 (推計値)	非把握量 (推計値)
建築物 解体工事	1,523万トン	1,427万トン 約94%	96万トン 約6%	1,005万トン 約66%	518万トン 約34%
建築物 新築・増築及び 改修工事	1,379万トン	717万トン ※ 約52%	662万トン ※ 約48%	580万トン 約42%	799万トン 約58%
その他 工作物工事	4,798万トン	4,568万トン 約95%	230万トン 約5%	4,126万トン 約86%	672万トン 約14%
合計	7,700万トン	6,712万トン 約87%	988万トン 約13%	5,711万トン 約74%	1,989万トン 約26%

※新築・増築工事の
対象工事カバー率より算定

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)②分別解体等の取組が
十分でないケースがあること

小規模建築物における分別解体・運搬時の課題

■ 小規模建築物を解体し現場分別する場合、分別ヤードの確保が困難な場合があること、収集運搬の再委託や宅配便の利用等が禁止されていることから、少量の廃棄物を品目毎に分別・運搬することになり、非効率となる。

廃棄物の発生

小規模建築物の解体に
おいて現場分別する場合



廃棄物は **小口化・多品目化**
される

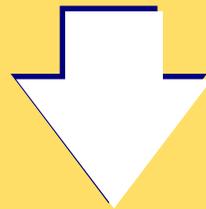
参考：木造建築物解体工事の
廃棄物発生量（延面積50m²）

品目	容積(m ³)	品目	容積(m ³)
CO塊(がれき類)	9.00	建具、畳	2.00
木くず	21.00	廃プラ類	1.50
混合廃棄物	5.00	金属くず	4.00
瓦	2.00	ガラス	0.15
石膏ボード	1.50	クロス	0.10
		合計	46.25

注：木造建築物解体工事から発生する廃棄物の原単位（新・解体工法と積算（（財）経済調査会）より推計。

廃棄物の保管

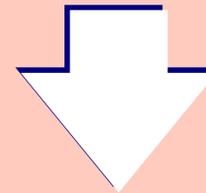
小規模現場では
**廃棄物の分別ヤードの
確保が困難**な場合がある



分別作業が非効率
となるとともに
少量でも廃棄物を搬出
する必要がある

廃棄物の収集・運搬

廃棄物収集運搬において
動脈物流（商品の物流）で
行われている **再委託や宅
配便の利用等は禁止**



**小口化・多品目された廃棄
物を個別に運搬すること
になり、非効率である**

(1)③分別解体の施工方法が不明確なケースがあること

- ・建設リサイクル法の分別解体の施工方法に関する基準において、手作業によらなければならないものについて、中高層の建築物等においては、機械施工による撤去が効率的なケースがある。
(基準において機械併用可能な例外的ケースが明確でない)

(1)④特定建設資材の再資源化に支障を来す有害物質等の存在

- ・有害物質や有害物質含有資材については、分別解体等において他法令に基づき適正に調査・除去等の処理が行われなければならないが、適正処理が徹底されない場合、建設資材の適正な再資源化を阻害するとともに、現場作業員や周辺住民の健康に影響を与えるおそれがある。

(1)④特定建設資材の再資源化に支障を来す有害物質等の存在

CCA処理木材

- CCA処理木材は、木材の防腐・防蟻を目的としてCCA(クロム・銅・ヒ素化合物系木材保存剤)を木材内部に加圧注入処理したものの
- 昭和40年代初期から家屋の土台や電柱などに使用
1963年に日本工業規格(JIS規格)が制定(2003年に削除)。
- 現在は、CCAの毒性などから国内ではほとんど生産・使用されていないが、今後建築物の解体によってこれまで使用されていたCCA処理木材が廃棄物として大量に排出されることが予想される。



写真 CCA処理木材を示すJAS表示

写真 各種防腐処理木材の外観

(1)④特定建設資材の再資源化に支障を来す有害物質等の存在

CCA処理木材

- CCA処理木材は、木材の防腐・防蟻を目的としてCCA(クロム・銅・ヒ素化合物系木材保存剤)を木材内部に加圧注入処理したものの
- 昭和40年代初期から家屋の土台や電柱などに使用
1963年に日本工業規格(JIS規格)が制定(2003年に削除)。
- 現在は、CCAの毒性などから国内ではほとんど生産・使用されていないが、今後建築物の解体によってこれまで使用されていたCCA処理木材が廃棄物として大量に排出されることが予想される。

建築分野での使用のピークは1975年～
→今後、排出のピークを迎える！！



写真 CCA処理木材を示すJAS表示

写真 各種防腐処理木材の外観

(1)⑤再資源化状況の把握が必ずしも十分とはいえないこと

- ・元請業者は再資源化等完了時に発注者へ書面報告し、発注者は適正な再資源化等が行われなかった場合は行政へ申告する仕組みとなっているが、H19年度までの申告実績は1件のみである。
- ・申告制度が適切に作用しているとは言い難く、行政は不適正な再資源化等の実施状況を必ずしも十分に把握できていない。

(1)⑥建設発生木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと

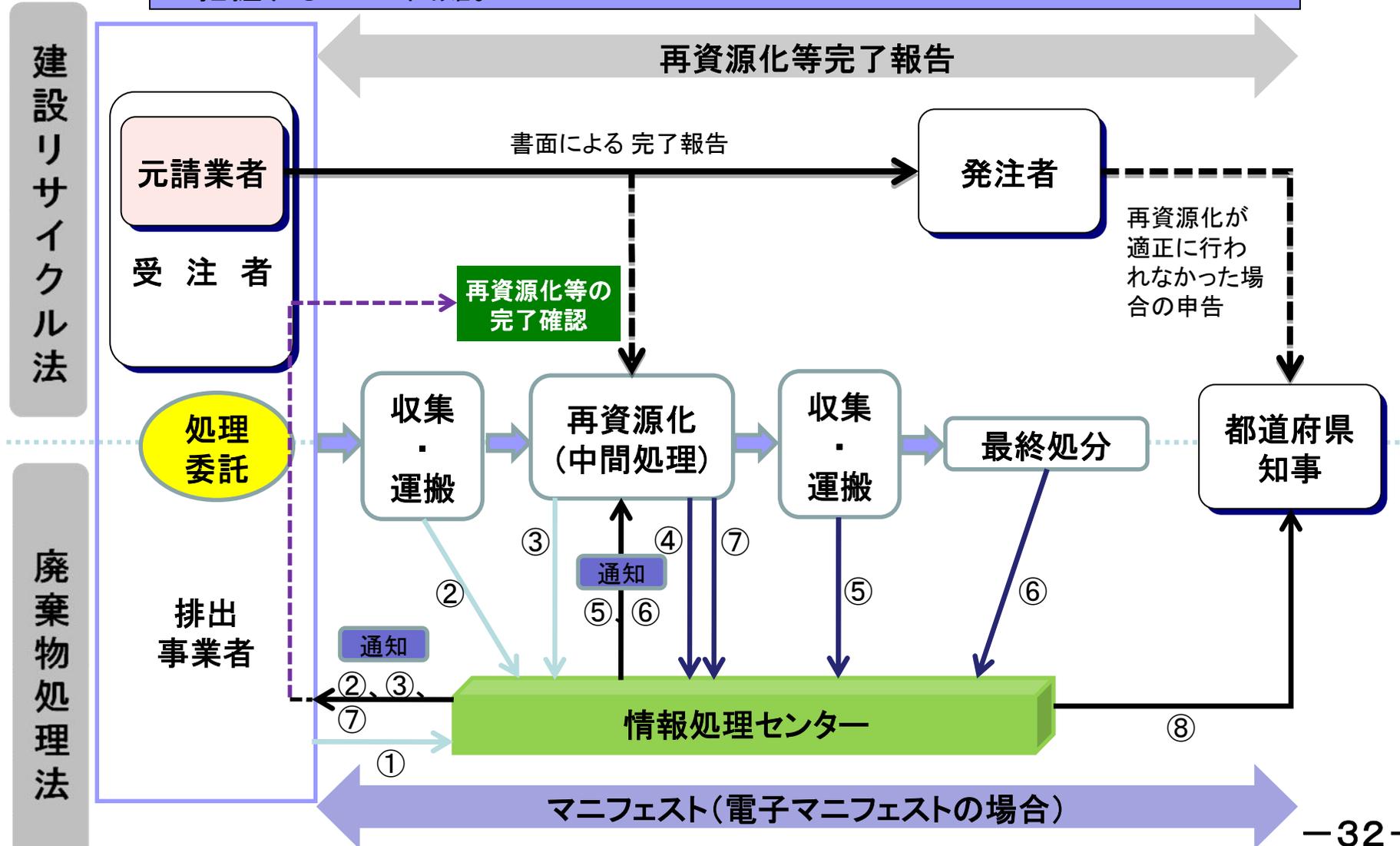
- ・建設発生木材は再資源化が大きく進んだが、依然として2割強が縮減(単純焼却)されている(H17年度)。
- ・一方、近年のバイオマスエネルギー需要の高まりから、木材チップの需給動向が大きく変化しており、マテリアルリサイクル可能な品質の木材チップの多くが、サーマルリサイクルされる場合がある。

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)⑤再資源化状況の把握が必ずしも十分とはいえないこと

建設リサイクル法による完了報告と廃掃法によるマニフェストとの関係

■建設リサイクル法に基づく再資源化等完了報告では、行政が再資源化の状況を把握することが困難。



2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)⑥建設発生木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと

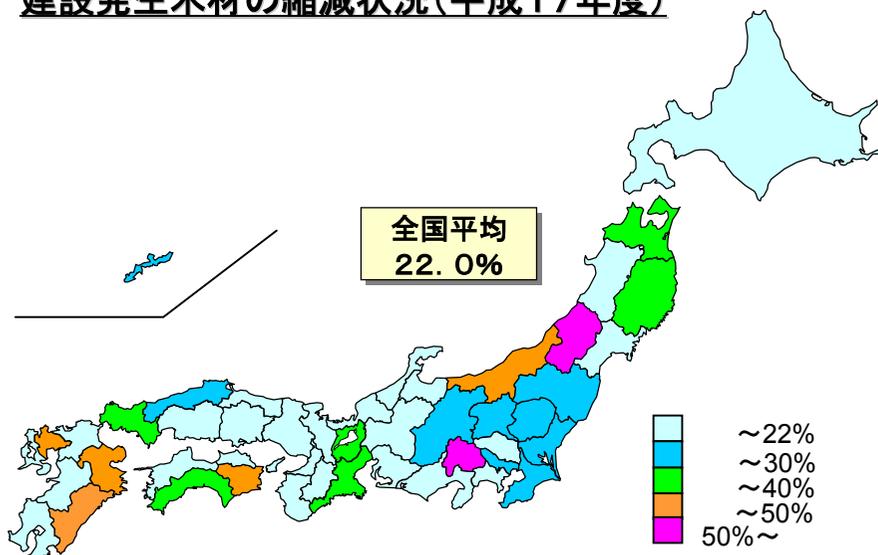
建設発生木材の縮減状況

- 縮減が認められる場合以外で縮減が行われている可能性がある。
- 縮減率が高い自治体では再資源化率が低い等の特徴が見られる。

建設発生木材の縮減が認められる場合

1. 再資源化施設までの距離: 工事現場から50km以内に再資源化を行うための施設がない場合
2. 地理的条件、交通事情その他の事情での運搬車両が通行する道路が整備されていない場合であって、縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化(運搬に該当するものに限る。)に要する費用の額より低い場合

建設発生木材の縮減状況(平成17年度)



縮減が行われる要因

縮減率が30%を超える県の状況

自治体	再資源化率 (%)	縮減率 (%)			埋立処分率 (%)
		再資源化施設	焼却	計	
滋賀県	63.4	14.5	16.6	31.1	5.5
三重県	58.2	8.9	24.4	33.3	8.5
青森県	59.3	24.3	10.0	34.3	6.6
山口県	59.5	26.3	8.1	34.4	6.2
高知県	46.9	17.0	18.2	35.2	17.6
大分県	49.4	24.6	18.1	42.8	7.8
新潟県	51.2	4.4	38.8	43.2	5.6
宮崎県	44.6	32.9	14.2	47.1	8.2
徳島県	32.4	32.1	17.5	49.6	17.8
佐賀県	37.2	14.0	36.0	50.0	12.8
山形県	43.7	27.1	23.5	50.8	5.6
山梨県	44.4	39.9	11.7	51.6	4.1
全国平均	68.2	9.7	12.8	22.5	9.3

想定される要因

再資源化物の需要が少ない

再資源化施設の受入基準が厳しい

再資源化施設が50km以内でない

再資源化の不徹底
(安易な縮減、安易な埋立)

不適正処理の可能性

【特徴】

- 再資源化率が低い
- 再資源化施設での縮減が多い場合がある
- 焼却が多い(単純縮減)場合がある
- 埋立処分が多い場合がある

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)⑥建設発生木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと

バイオマス発電における木材利用量の推移

■大型発電施設の稼働など木質バイオマス発電関連施設は増加傾向にあり、近年、地域によっては木材チップの需給逼迫が懸念されている。

平成17年までの木質バイオマス発電における木くず燃料利用量:約230万トン

平成18年以降に新規・増設見込みのバイオマス発電における木材利用計画量合計:約310万トン

⇨建設発生木材の場外搬出量のうち未利用部分(平成17年度)は約150万トン

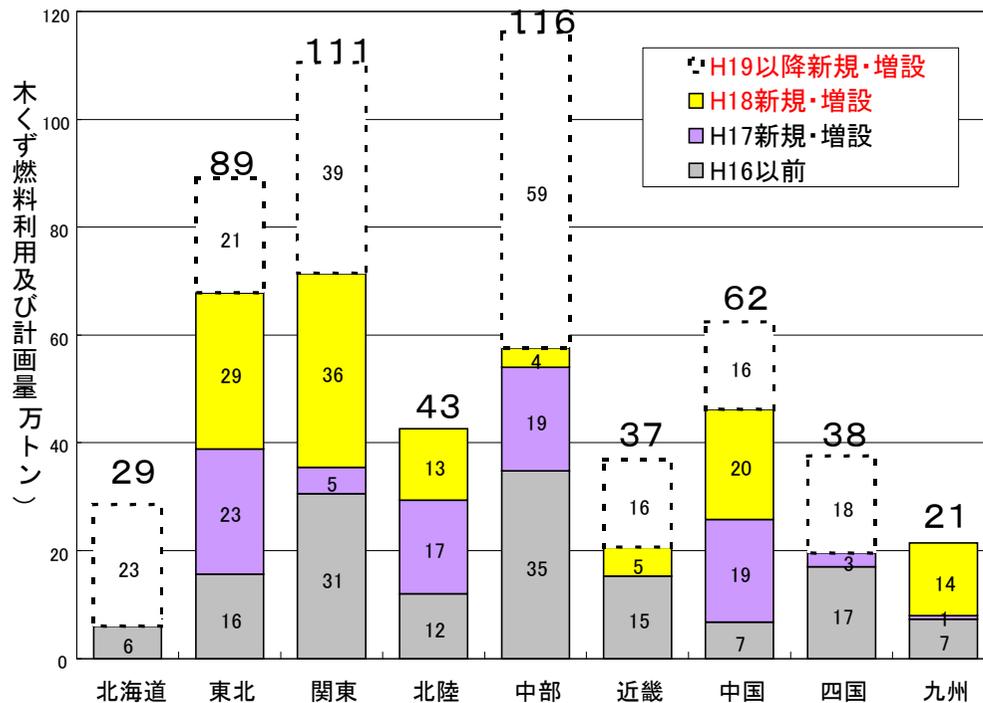
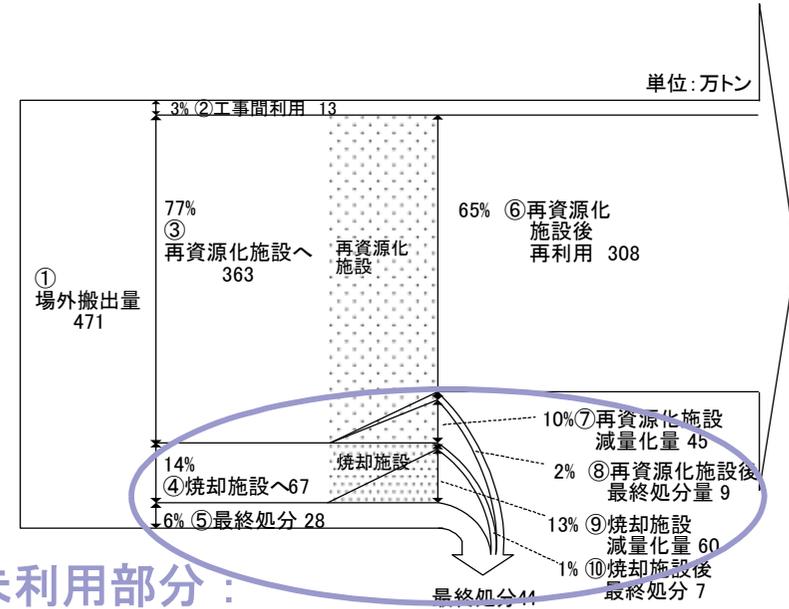


図1.木質バイオマス発電における木材利用量の推移

出典:「INDUST」2006年10月号「建設副産物のバイオマス活用」(全国木材資源リサイクル協会連合会)より国土交通省作成



未利用部分:
約150万トン

図2.全国における建設発生木材のリサイクルフロー

出典:「平成17年度建設副産物実態調査」(国土交通省)

(1)⑦廃石膏ボード等の再資源化の取組の遅れ

- ・廃石膏ボードは年間百数十万トンが排出され(混合廃棄物に混入したものも含めた推計)、さらに今後、解体系廃石膏ボードを中心に排出量の大幅な増加が見込まれる。
- ・石膏ボードは他産業由来のリサイクル品であるが、廃石膏ボード自体のリサイクルの取組が十分に進んでいない(特に解体系)。
- ・石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生しうることから、管理型処分場での処分が義務付けられており、管理型処分場のひっ迫、不法投棄等が懸念されている。

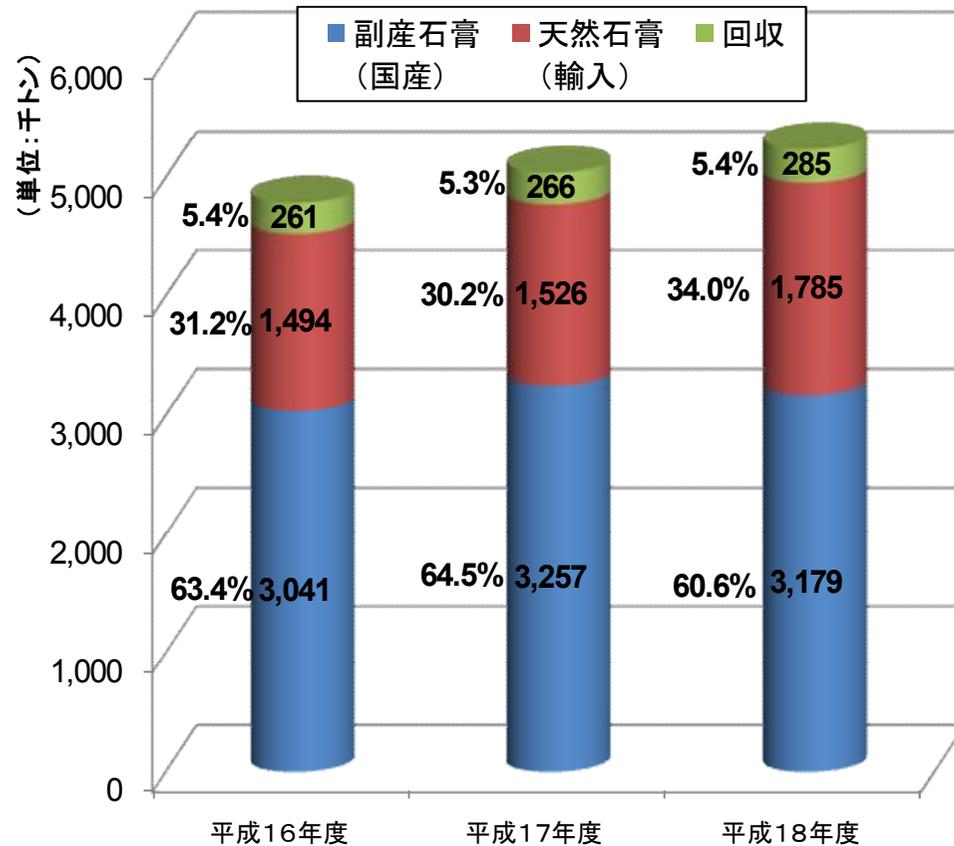
2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)⑦ 廃石膏ボード等の再資源化の取組の遅れ

廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題

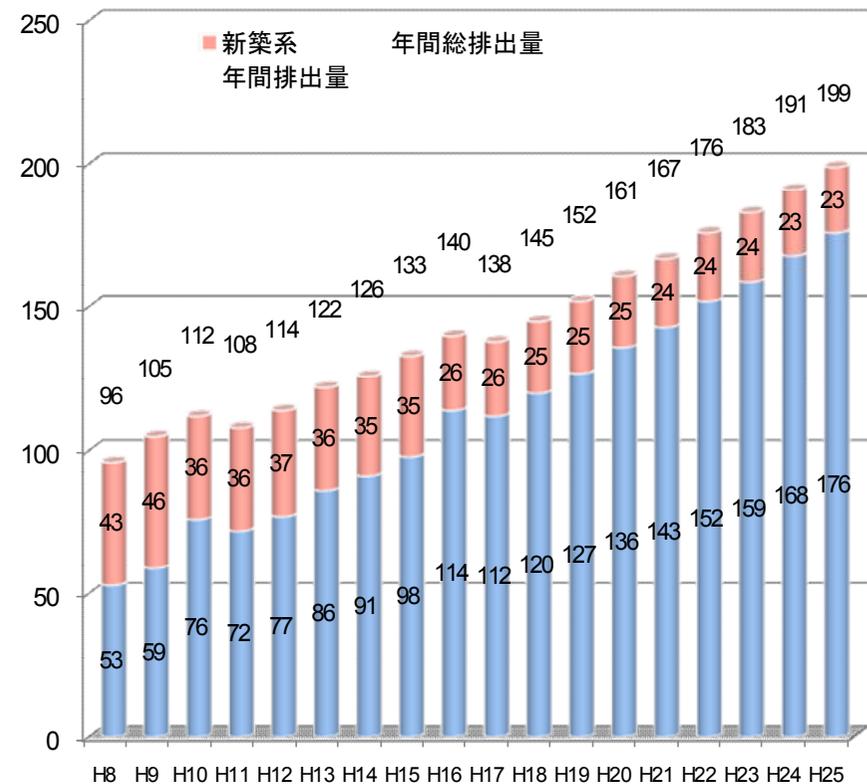
- 石膏ボードの出荷量は約500万トン程度
- 石膏ボードの原料のうち回収石膏が占める割合は約5%
- 今後解体系の廃石膏ボード排出量が増加するものと見込まれている。

石膏ボードの原材料割合



廃石膏ボード排出量の推計

(単位:万トン)



注 年間排出量＝各年次の年初総ストック量＋その年の年間生産量－次年次の年初総ストック量
 年初総ストック量は、建物構造・用途別に「各年次使用量×建物現存率」を計算したものの、1951年以降の総和による。

((社)石膏ボード工業会資料から作成)

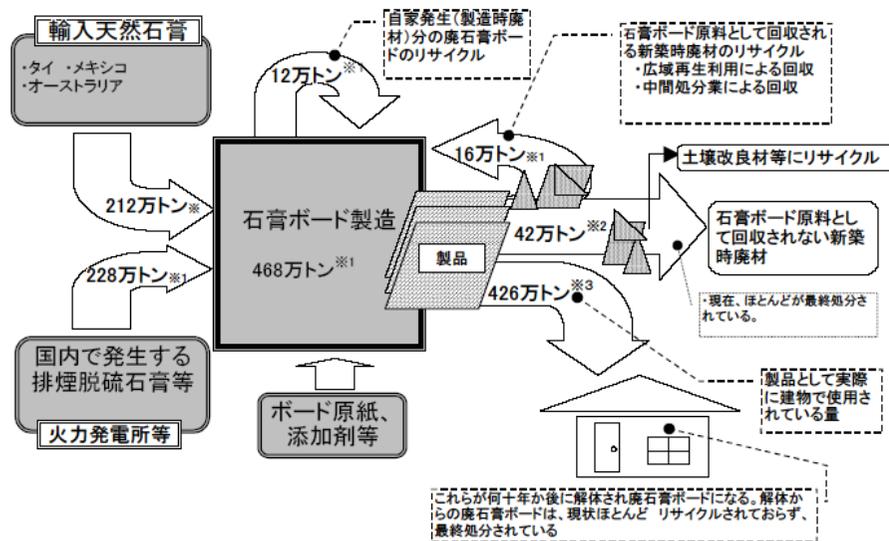
2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)⑦ 廃石膏ボード等の 再資源化の取組の遅れ

廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題

- 新築系廃石膏ボードの再資源化率(石膏ボードへの使用)60~70%に対し、解体系廃石膏ボードの再資源化率は2%程度(平成18年度)
- 解体系廃石膏ボードの再資源化率向上が必要。

石膏ボードのマテリアルフロー



- ※1：図中の輸入天然石膏(212万トン)、国内で発生する排煙脱硫石膏等(228万トン)、石膏ボード製造(468万トン)、自社発生分の廃石膏ボードのリサイクル(12万トン)、石膏ボード原料として回収される新築時廃材のリサイクル(16万トン)は、実績量。
- ※2：図中の新築時廃材(42万トン)は、平成12年度の新築時の廃石膏ボードの再資源化率が38.3%、16万トンであることから、逆算したものである。
- ※3：図中の製品として実際に建物で使用されている量(426万トン)は、石膏ボード製造量(468万トン)から新築時廃材(42万トン)を除いた量とした。
- ※4：この図においては、原料の投入量(輸入天然石膏、国内で発生する排煙脱硫石膏等及び新築時廃材の回収分)の456万トン、石膏ボード製造量が468万トンで収支が一致していない。これは、石膏ボード原料には、図中で示した輸入天然石膏、国内で発生する排煙脱硫石膏等以外に、石膏を被覆するボード原紙、その他添加剤が使用され、また、製造工程において原料石膏の焼成、乾燥等が行われるためである。

(廃石膏ボードのリサイクルの推進に関する調査(平成14年3月)から)

廃石膏ボード再資源化の課題

・新築系廃石膏ボード
新築系の廃石膏ボードの再資源化率は約60~70%

・解体系廃石膏ボード
分別解体を行った場合でも廃石膏ボードは下地材、断熱材、金物、仕上材等が付着している場合が多く、単体として取り出すことは技術的に、経済的に問題点が多い。
しかしながら、一定の条件を満たしたものについては、現在、受け入れを進めている。
再資源化率は2%。

・回収した石膏の利用範囲は現状では限られており、石膏ボード用として再生活用する場合は、品質性能の担保及び生産性の面から混入量を10%程度と制約しているが、混入量を増すことについての調査研究は継続検討中。

((社)石膏ボード工業会資料等から作成)

(1)⑦ 廃石膏ボード等の
再資源化の取組の遅れ

廃石膏ボードによる特定建設資材への支障

■ 廃石膏ボードが現場分別されずに特定建設資材と混合した場合、特定建設資材の再資源化に支障を来す場合がある。

廃石膏ボード



廃石膏ボードを
埋め立てた処分場
で高濃度硫化水素
が発生

管理型最終
処分場での
処分

(H18.6環境省通達
により義務化)

特定建設資材等に廃石膏ボードが
付着した場合でも同様に
管理型最終処分場での処分が必要

建設資材の再資源
化に支障を来す場合
がある

**(2)建設廃棄物の適正処理の徹底と
不法投棄・不適正処理の防止**

(2)①依然として不法投棄・不適正処理が多いこと

- ・自ら処理と称する施設や用地内への不法投棄、有価物と称した不適正保管、リサイクルと称した不適正処分、廃棄物処理業許可を持たない業者への処理委託等による不適正処理事例など、依然として不適正処理が多発している。
- ・建設廃棄物は産業廃棄物の不法投棄量全体の約7割を占めており中でも、無許可業者によるものは約6割、排出事業者の不適正処理と合わせると約7割を占めている。

(2)②廃棄物処理状況の把握が必ずしも十分とはいえないこと

- ・自ら処理など、行政が情報を把握することが困難な場合がある。
- ・解体工事現場において当該工事が届出済みであるかを行政が容易に判別できる仕組みとなっておらず、パトロールの効率が上がっていない。

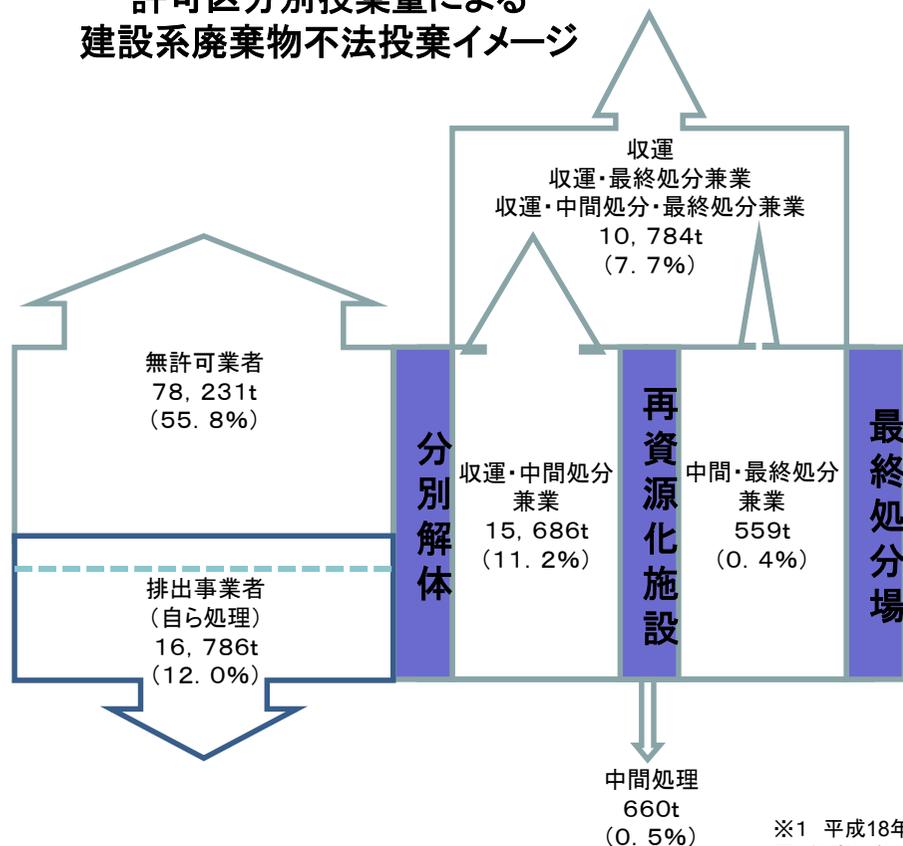
2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(2)①依然として不法投棄・不適正処理が多いこと

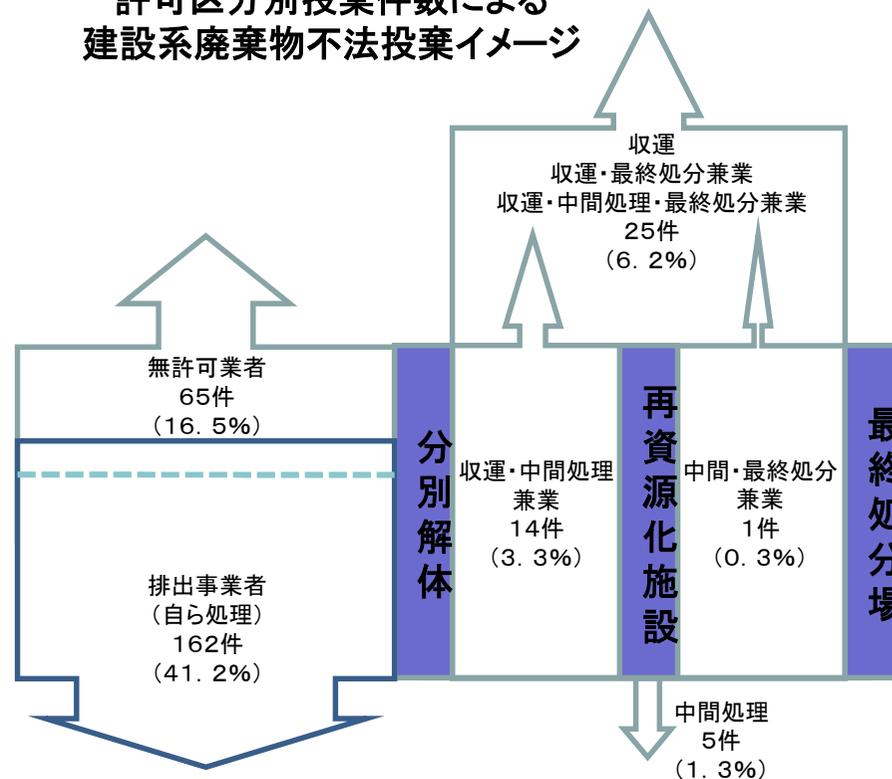
建設系不法投棄の発生原因

- 投棄量では、無許可業者による投棄量が全体の約56%を占め、排出事業者(自ら処理)と併せ全体の約70%を占めている。
- 投棄件数では、排出事業者(自ら処理)が全体の約41%を占め、無許可業者と併せ全体の約57%を占めている。

許可区分別投棄量による
建設系廃棄物不法投棄イメージ



許可区分別投棄件数による
建設系廃棄物不法投棄イメージ



※1 平成18年度産業廃棄物不法投棄等実態調査(平成17年度実績)から作成(イメージのため、矢印の大きさは投棄量、投棄件数に比例しない)

※2 許可区分別件数のうち「複数」及び「不明」を除いている。

※3 収運: 収集運搬業許可業者 中間処理: 中間処理業許可業者 最終処分: 最終処分業許可業者

**(3)関係者の意識向上等と
循環型社会形成の促進**

(3)①関係者間の意思疎通や情報交換が必ずしも十分でないこと

- ・関係者の中で建設リサイクルに関する意思の疎通や情報交換が必ずしも十分に行われていない場合がある。
〈例〉資材製造、設計、改修工事等の際に分別解体のしやすさに対する配慮が必ずしも十分でない 等

(3)②建設リサイクルについての国民の理解・意識が高くないこと

- ・建築工事では全ての国民が発注者になり得るが、建設リサイクル制度について国民の理解・意識は必ずしも高いとは言えず、応分の費用負担がなされず、リサイクルが適切に行われない場合がある。

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(3)①関係者間の意思疎通や情報交換が必ずしも十分でないこと

建設リサイクル法の事務処理を行う自治体について

- 一部の市区町村では建設リサイクル法の規定に基づき、都道府県等に代わり、分別解体等や再資源化等の実施に係る事務を行っている。
- 一部地域では、分別解体等に係る事務は市区町村、再資源化等に係る事務は県が行っており、自治体間の情報共有が必ずしも十分になされていないケースが見受けられる。

表：建設リサイクル法に関する事務を行う市町村の比較(埼玉県の場合) (H19.4.1時点)

分別解体等の実施に関する事務を行う市町村 (建設部局)	再資源化等の実施に関する事務を行う市町村 (環境部局)
義務的建築主事	政令で定める市 (旧保健所設置市)
さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市	さいたま市、川越市
任意的建築主事	
春日部市、狭山市、上尾市、草加市、新座市	
限定的建築主事	
熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、杉戸町、松伏町	
その他	その他
残り 28 市町村：県の建設部局	残り 68 市町村：県の環境部局

- ※義務的建築主事
建築主事を置かなければならない市
- ※任意的建築主事
都道府県知事の同意を得て建築主事を置いている市
- ※限定的建築主事
規模の小さな建築物に関する事務等、一定の事務のみを行う建築主事を置いている市区町村

<自治体からの意見(アンケート調査より)>

- 建設リサイクル法を所管する部局が建設部局と環境部局であり、建設工事の届出から再資源化等までの一連の流れについて、適正な手続き・処理がなされているか確認することが困難。**両部局間での情報共有の体制づくりが必要。**
- 現行の規定では、**行政組織間の情報提供による対応が個人情報取扱いの観点から妨げられることがあり**、対象工事への対応に支障がでる場合が想定される。

(3)③発生抑制に関する情報共有や実態把握・評価が十分でないこと

- ・3Rの第一に掲げられる発生抑制について、一部で取組が進められてきているが、発生抑制に関する情報が十分に共有されておらず、その実態把握や評価も十分になされておらず、意識が希薄である。

(3)④建設資材等の再使用の総合的な取組が進んでいないこと

- ・建設資材等の再使用の概念は総じて希薄であり、総合的な取組が進んでおらず、その可能性についても実態が把握されていない。

(3)⑤再生資材利用の取組が必ずしも十分とはいえないこと

- ・再生資材の利用促進に当たり、環境安全性等の品質に対する信頼性確保や、再リサイクルの可能性についての情報が十分でない。
- ・用途面に加えて価格面でも再生資材が新材に対して競争力が劣ることが、再生品の利用が進まない原因の一つとなっている。

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(3)③発生抑制に関する情報共有や実態把握・評価が十分でないこと

発生抑制の取組事例(スケルトン・インフィル(SI)住宅)

■スケルトン・インフィル(SI)住宅とは、長期間の耐久性を有する構造躯体(スケルトン部分)と、居住者の生活等に対応した可変性を有する内装・設備(インフィル部分)を分離した住宅。

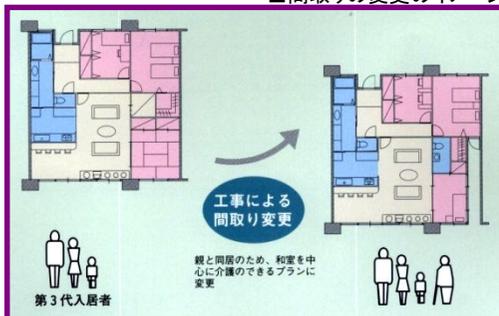
○都市再生機構のSI住宅の事例



■アクティ汐留

所在地:東京都港区
階数:地上56階(地下2階)
戸数:約760戸
延床面積:約88,000㎡
構造:RC造

■間取りの変更のイメージ



■耐久性の高い構造躯体

コンクリートの水セメント比を改善し、長期的な耐久性をもつ構造躯体を実現。
■高い階高
階高約3,000mmとし、内装や水まわり等の可変性を確保

■大型一枚床板

小梁がない大型の床板を採用し、平面計画に制約を少なくすることによって、間取りの可変性を確保する。



■排水共用立て管住戸外設置
排水共用立て管のメンテナンスや更新が住戸外でできるよう、排水立て管を設置。併せて、予備スリーブを設置することで配管の更新性が向上する。



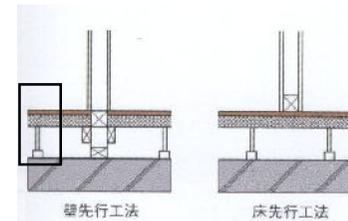
■床下配線ピット方式

間取りの変更に自由に対応できるように、電気配線を躯体に埋め込まずに二重床内に空間を設けて配置。



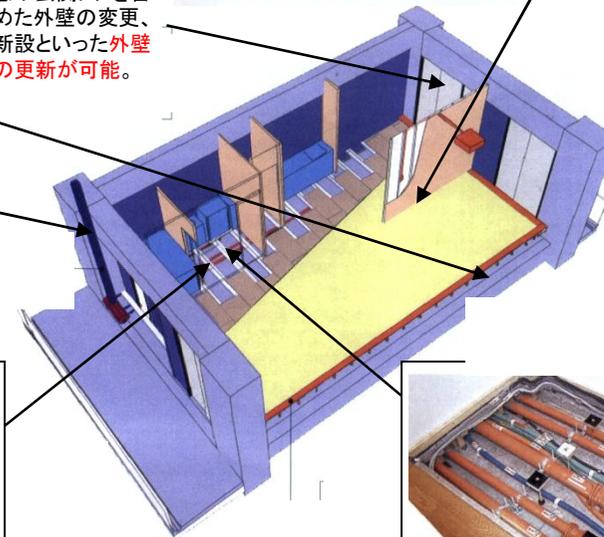
■乾式外周壁工法

窓や玄関ドアを含めた外壁の変更、新設といった外壁の更新が可能。



■床先行工法

床を先に施工して、その上に間仕切り壁を立てる工法により、リフォームなどで壁の移動や追加を行う際に床を施工する必要がなく、施工が容易になる。



■床下(二重床内)設備配管

排水横枝管を緩勾配化(1/100)し、二重床内に設置。水廻りを自由に配置することが可能。



3. 課題解決に向けての 基本的方向性

3. 課題解決に向けての基本的方向性

1.3Rの推進に向けた横断的取組

全ての関係者が、3Rの推進に向けて高い意識と理解を持ち、適切な役割分担の下で、十分な意思疎通や情報交換を行いつつ積極的に責務を果たしていくことが必要

2.建設リサイクルの促進

一般市民を含めた全ての関係者が、分別解体等及び再資源化等の内容及び応分の費用負担について理解を深めることが重要

排出量の8割を占める特定建設資材の取組をより一層徹底すること、地球温暖化防止の観点から建設発生木材を安易に焼却することを防止し有効利用を行うことが重要

その他の建設資材については、リサイクル技術及び体制等の受け皿の整備状況等を踏まえつつ、リサイクルを進めることが必要

3.建設廃棄物適正処理の徹底

行政を含む関係者が不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを迅速かつ効率的に把握し、行政や市民の連携による不法行為の監視強化や行政対応の迅速化を図ることで、関係者の法令遵守に対する意識を向上させることが重要



4. 課題解決に向けての 具体的な取組

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

- (1) 発生抑制、再使用及び再生資源の利用の推進
- (2) 建設廃棄物の流れの「見える化」
- (3) 建設リサイクル市場の育成
- (4) 分別解体、再資源化の情報提供
- (5) 建設リサイクル法の周知・啓発の充実
- (6) 建設リサイクルに関する技術開発等の推進

2. 建設リサイクルの促進

- (1) 分別解体等における取組の推進
 - ・対象規模基準のあり方
 - ・施工方法に関する基準
 - ・分別解体等における有害物質等の取扱い
 - ・事前届出・通知
 - ・登録制度のあり方
 - ・工事内容及び費用の明確化
- (2) 再資源化における取組の推進
 - ・特定建設資材の追加の検討
 - ・完了後の報告のあり方
- (3) 縮減に関する取組の推進
 - ・建設発生木材の縮減のあり方

3. 建設廃棄物適正処理の徹底

- (1) 適正処理における取組の推進
 - ・不適正処理の発生のメカニズム
 - ・不適正処理の防止策の実施
- (2) 取締まりにおける取組の推進
 - ・パトロール等の実効性の向上
 - ・現場状況把握の強化
 - ・行政における情報共有等の連携強化

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(1)発生抑制、再使用及び再生資材の利用の促進

①発生抑制の取組の推進

課題	一定の取組がなされているものの、関係者間の情報共有や、実態把握・評価が不十分 →関係者の発生抑制に対する意識はリサイクルと比べて希薄 →発生抑制の総合的な取組は緒に就いたばかり
基本的方向性	分別解体等や再資源化等の徹底に加え、発生抑制についても推進する必要がある その際、全ての関係者が、3Rの推進に向けて高い意識と理解を持ち、適切な役割分担の下で、十分な意思疎通や情報交換を行いつつ積極的に責務を果たしていくことが必要
具体的な取組	取組及び効果の実態把握及び設計段階から発生抑制の効果が評価可能な指標等の検討 発生抑制に関する工法や技術等の情報の蓄積、共有及び周知などの積極的展開 構造物の延命化等の戦略的維持管理の実施や、既存ストックの有効活用についての啓発 設計段階におけるライフサイクルを考慮した発生抑制(住宅分野では「200年住宅」の取組) 建設リサイクル法基本方針における発生抑制の基本的方向や具体的方策の検討 建設分野における資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)の推計

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(1)発生抑制、再使用及び再生資材の利用の促進

②再使用・再生資材の利用

課題	<p>建設資材等の再使用:用途・需要、品質に関する実態把握・評価が不十分 →総合的な取組が進んでいない</p> <p>再生資材の利用:品質の信頼性確保や再リサイクルについての情報が不十分 →取組が必ずしも十分とは言えない</p>
基本的方向性	<p>分別解体等や再資源化等の徹底に加え、再使用の取組や他産業に由来するものも含めた再生資材の利用についても推進する必要がある</p> <p>その際、全ての関係者が、3Rの推進に向けて高い意識と理解を持ち、適切な役割分担の下で、十分な意思疎通や情報交換を行いつつ積極的に責務を果たしていくことが必要</p>
具体的な取組	<p>まず、再使用の実績・品質基準について検討し、可能な限りの建設資材等の再使用の促進</p> <p>再生資材の利用について利用用途に応じた品質基準とその確認手法、再生資源の含有率等に基づいた分類、再生資源の有効利用率に関する指標について検討</p> <p>他産業由来の再生資材の適用性評価について研究</p> <p>建設リサイクル法基本方針における再使用・再生資材の基本的方向や具体的方策の検討</p>

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(2)建設廃棄物の流れの「見える化」

課題	<p>建設廃棄物の不適正処理を防止するためには、マニフェストの徹底等が有効であるが、自ら処理の場合等、廃棄物処理情報を行政が把握することが困難な場合もある</p> <p>→廃棄物処理状況の把握が必ずしも十分とはいえない</p>
方向性	<p>建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、使用されていた建設資材に関する情報や、建設廃棄物の発生から再資源化・適正処理及び製品化までの一連の流れについて建設廃棄物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握する仕組みが有効</p>
具体的な取組	<p>まず、関係者の役割分担や既存システムの連携、自主的取組の促進等の検討の実施</p> <p>関係者による電子マニフェストの普及促進を図り、普及率を大幅に上昇させる</p> <p>建設リサイクル法届出やマニフェスト年次報告等の情報の連携・有効活用による情報把握</p>

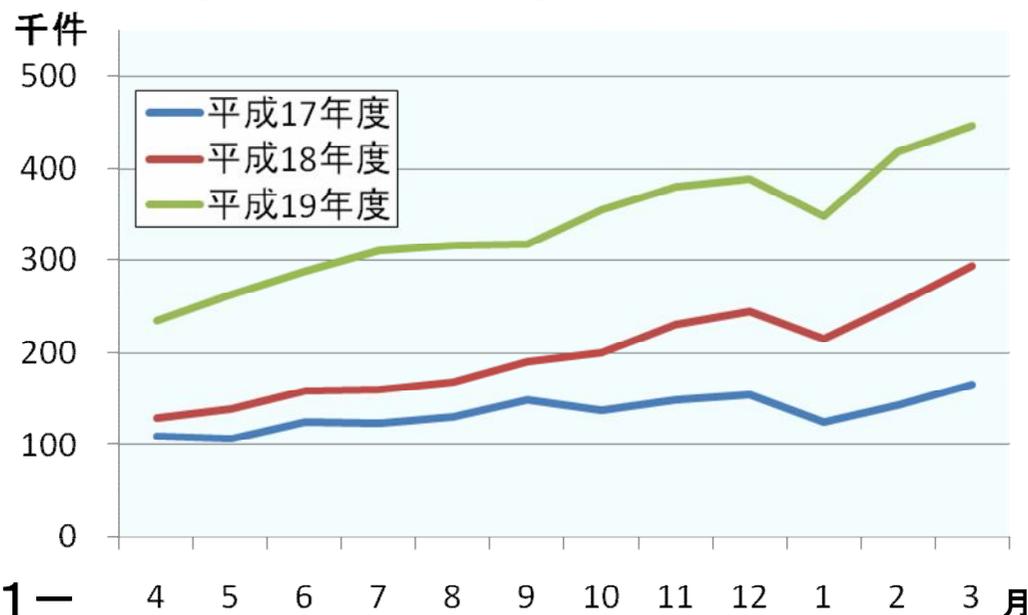
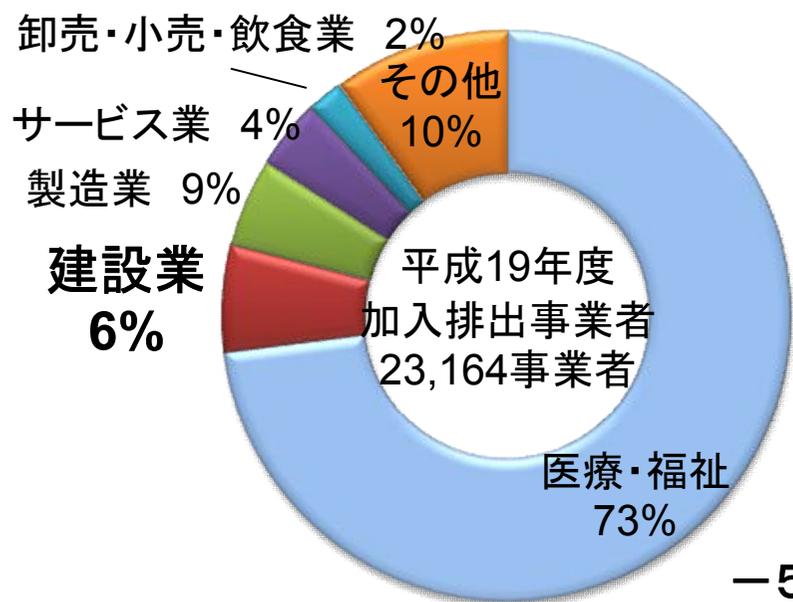
4. 課題解決に向けての具体的な取組

電子manifestの加入・登録情報

1) 電子manifest加入状況の推移

年度	加入者数	加入者数の内訳			manifest年間登録件数	普及率
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
平成16年度	2,978 (100%)	1,019 (34%)	1,009 (32%)	950 (32%)	1,137,785	2.5%
平成17年度	3,834 (100%)	1,291 (34%)	1,327 (32%)	1,216 (32%)	1,621,975	3.5%
平成18年度	7,784 (100%)	4,083 (52%)	1,921 (25%)	1,780 (23%)	2,388,069	5%
平成19年度	30,705 (100%)	23,164 (76%)	4,300 (10%)	3,241 (14%)	4,076,448	9%

2) 排出事業者業種区分(加入者の構成比) 3) 月別電子manifest登録状況



4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(3)建設リサイクル市場の育成

課題	<p>建設リサイクルに関する発注者の理解・意識が高くなく、応分の費用負担がなされていない場合がある</p> <p>再生資材は新材に対して用途面に加え、価格面でも競争力に劣り再生品利用が進まない</p>
基本的な方向性	<p>建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、企業のコンプライアンスの徹底、企業活動の透明性向上が必要</p> <p>発注者が優良な企業の選定について検討できるような環境を整えることが重要</p> <p>リサイクル市場構築のためには、再生資材の需要の確保、価格競争力が必要</p>
具体的な取組	<p>建設リサイクルに関わる企業のコンプライアンス体制の確立の促進</p> <p>質の高い建設リサイクルを推進している企業が評価される仕組みの検討</p> <p>需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方の検討</p> <p>再生資材が価格競争力を有するための方策の検討</p>

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

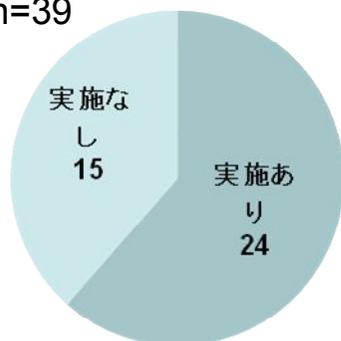
(4)分別解体、再資源化に係る情報提供

課題	設計時、工事時に分別解体のしやすさに対する配慮が必ずしも十分でない 資材特性や専門知識が十分に活用されず、建設リサイクルの推進が円滑に進まない →関係者間での建設リサイクルに関する意志疎通や情報交換が必ずしも十分でない
基本的 方向性	関係者間で建設リサイクルに関する意志疎通や情報交換が十分に行われるよう、 情報を共有及び活用できるようにすることが重要
具体的 な取組	関係者間の情報共有、連携強化に必要な情報提供方策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none">・建設リサイクル法に係る諸手続や分別解体等に係る施工方法に関する情報・有害物の取扱いに関する情報・再資源化に係る施設の情報・技術及び需要の動向、優良処理業者に関する情報・設計者や資材製造者が有する建設資材等に関する情報

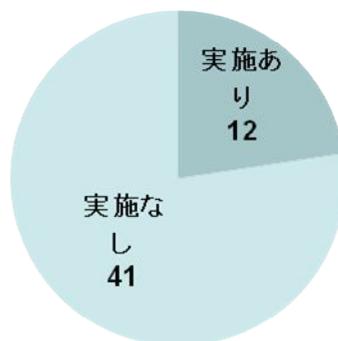
都道府県等における情報提供の取組

■一部の自治体では、建設廃棄物が適正に再資源化施設に持ち込まれるように、再資源化施設等の情報をインターネット等で提供している。

都道府県
n=39



政令で定める市 n=53



インターネットによる情報提供
・26自治体
冊子又は文書による情報提供
・4自治体

注：建設廃棄物の中間処理施設をもって再資源化施設の紹介としている自治体が多い。
政令市の一部では、再資源化施設の紹介を県のHPで行っている。

自治体での先進的な取組事例について

○茨城県

建設工事で排出が予想される30品目について、HP上の茨城県内建設廃棄物受入施設マップ(右図)で紹介

○横浜市

木くずの再資源化施設の基準を定め、再資源化事業者を登録制度とし、横浜市が発注する建設工事から排出する木くずについて、指定処分を行っている。

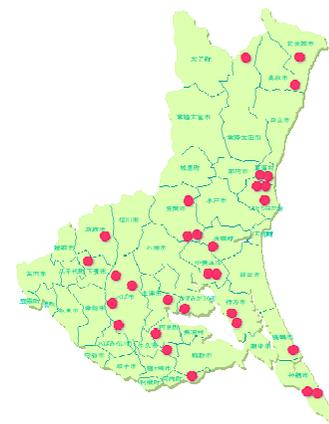


図 茨城県内建設廃棄物受入施設マップ
(建設発生木材処理施設)

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(5)建設リサイクル法の周知・啓発の充実

課題	建設リサイクルに関する国民の理解・意識が必ずしも高いとはいえず、その結果応分の負担がなされず、リサイクルが適切に行われない場合がある
基本的方向性	一般市民を含めた全ての関係者が、建設リサイクル及び建設リサイクル制度に対する理解をより一層深め、分別解体等、再資源化及び適正処理並びにそれらに必要な費用負担を行うよう、 より一層、情報提供や啓発を充実する必要がある
具体的な取組	より一層の情報提供や啓発に関し、以下の具体的な方策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none">・建設リサイクル制度に関する広報活動・講習会及び研修・優れた取組に対する表彰等

4. 課題解決に向けての具体的な取組

建設リサイクル法の周知・啓発活動

■ 建設リサイクル法施行後、各地で講習会、街頭イベント等を実施。

(1)「建設リサイクル講習会」(H14～)

平成14年以降、
毎年全国10都市で
建設リサイクル講
習会を開催。
(主催:建設副産物リサイ
クル広報推進会議)



建設リサイクル講習会
受講者数の推移

年度	受講者数
平成14年度	3,358人
平成15年度	2,122人
平成16年度	2,378人
平成17年度	1,998人
平成18年度	1,331人



(2)建設リサイクル法街頭イベント①

(日比谷公園 (H14))



主 催: 国土交通省・環境省・東京都・建設副産物リサイクル広報推進会議
日 時: 平成14年5月30日(木)、6月1日(土) 11:00～15:00頃
場 所: 日比谷公園(大噴水前)
内 容: パネル展示、ポスター展示、リサイクル材の展示、ティッシュ、風船配布、
パンフレット、ビラ配布

(3)建設リサイクル法街頭イベント②(東京駅構内 (H15))

主催: 国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所、
建設副産物リサイクル広報推進会議

日時: 平成15年5月30日(金)

場所: JR東京駅(構内)1階コンコース「ディラ東京メディアコート・BREAK」

内容: ビデオ放映、パネル・リサイクル品の展示、チラシ等の配布を実施



4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(6)建設リサイクルに関する技術開発等の推進

課題	リサイクルの「質」の観点からの技術開発や需要拡大が十分でない 建設リサイクル分野における環境負荷低減効果(CO ₂ 排出削減効果等)が明確でない
基本的方向性	建設リサイクルの一層の促進を図るため、 リサイクルの質を向上させるための技術開発や需要拡大が必要 低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と相まった建設リサイクルの促進が必要であることから、 建設リサイクルの取組において、CO₂排出量の削減効果 やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討が必要 建設廃棄物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用 するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進が必要
具体的な取組	リサイクルのしやすさを考慮した構造や資材についての技術開発 CO₂排出量の削減効果等の、環境負荷削減効果を簡便に算定する手法の検討 建設廃棄物が有する潜在的な資源価値を最大限再生利用するための技術開発 技術開発を誘導するための需要拡大の積極的な促進

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(1) 分別解体等における取組の推進

① 対象規模基準のあり方

課題	<p>不適切な分別解体等についての実態が必ずしも十分に把握できておらず、一部に建設リサイクル制度に対する意識の低さから、必要な事前届出等が行われなかったり、適切な分別解体等が行われない場合が見られる</p> <p>規模基準を引き下げた場合、届出・通知件数が大幅に増加する一方でカバー率の増加は微小に留まるうえに、廃棄物が少量である小規模工事で分別解体等や再資源化等を義務付けた場合、分別や収集・運搬における効率性の確保が課題</p>
基本的な方向性	<p>適正な分別解体等の取組を徹底するために、行政はその取組状況について、質・量ともに一層の把握に努めることが重要</p> <p>建設リサイクル法の手続に基づき把握できる廃棄物量のカバー率の向上が有効</p>
具体的な取組	<p>建築物解体工事で7割程度に留まっていると推測される現行対象工事の事前届出・通知率の向上を図ることが必須</p> <p>→まず、現行対象工事の事前届出・通知率向上のため周知・啓発や行政指導等の強化</p> <p>対象規模基準の見直しについては、まず、</p> <ul style="list-style-type: none">・工事規模と不適正処理量との関係の調査・分析・廃棄物の少ない小規模工事における効率的な分別、収集・運搬の仕組みの検討 <p>を行ったうえで、改めてその効果と必要性について検討</p>

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(1) 分別解体等における取組の推進

② 分別解体等に係る施工方法に関する基準

課題	<p>中高層建築物では機械施工による撤去が効率的な場合もある 機械併用の可能な対象工事が必ずしも明確ではない</p> <p>→適切な施工方法については、主務省令で基準が定められているが、実際の現場に即していない場合も見られる</p>
基本的方向性	<p>適正な分別解体等の取組を徹底するために、行政は技術動向及び課題を踏まえた適正な施工方法等について明らかなことが重要</p>
具体的な取組	<p>分別解体に係る将来の施工技術の動向を踏まえ、大型建築物における機械施工で対応可能なケースについての基準明確化など、施工方法に関する基準の見直し措置の実施</p> <p>適正な施工方法について、より一層の情報提供</p>

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(1) 分別解体等における取組の推進

③ 分別解体時における有害物質等の取扱い

課題	有害物質や当該有害物質が含有された建設資材については、分別解体等において関係法令に基づき、適正に調査・除去等の処理が行われなければならないが、 適正処理が徹底されずに特定建設資材に付着・混入した場合、特定建設資材の適正な再資源化を阻害するとともに、現場作業員や周辺住民の健康に多大なる影響を与えるおそれがある
基本的方向性	分別解体等に際しての有害物質の取扱いが徹底されるよう、 他法令の規定も含め関係者に十分な情報提供を行うことが重要
具体的な取組	<p>建設リサイクル法の目的に照らし、特定建設資材のリサイクル促進の観点から整理の実施</p> <p>特定建設資材の再資源化に支障をきたす有害物質の事前除去の徹底、有害物質含有建材等の現場分別の徹底</p> <p>特定建設資材のリサイクル促進の観点から、有害物質に係る事前届出内容の検証実施</p> <p>分別解体等時における他法令による規制も含めた、より一層の情報提供</p>

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(1) 分別解体等における取組の推進

④ 対象建設工事の事前届出・通知

課題	不適切な分別解体等についての実態が必ずしも十分に把握できていない →行政が状況把握すべき事項について記載される必要がある
基本的方向性	適正な分別解体等の取組を徹底するために、行政はその取組状況について質・量ともに一層の把握に努めることが重要
具体的な取組	関係者の負担増に十分配慮した上で、届出内容の充実を図るとともに、併せて作業負担軽減のための効率化について検討し、必要な措置を実施
	通知様式について情報把握が必要な情報が含まれるよう見直し
	事前届出の時期については、まず手続及び審査の効率化について検討 →手続きの電子化の動向等を踏まえつつ、改めて適切な届出時期について検討

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(1) 分別解体等における取組の推進

⑤ 解体工事業の登録制度

課題	解体工事業の登録制度について、許可制度への移行や欠格要件の強化などにより強い規制が必要との意見がある。
基本的 方向性	解体工事業の登録制度においては、建設業法の許可が不要な軽微な建設工事のみを請け負う業者について、最低限必要とされる技術・資質を担保し、併せて発注者の保護を図ることが必要
具体的 な取組	現状では規制強化を行うよりも、現行制度の遵守をより一層徹底させることで、解体工事を営む業者の技術・資質の担保と発注者の保護を図る
	優良業者育成の観点から、解体工事業者の技術力、遵法性、環境への取組の情報開示により、解体工事業者を評価・選択できる仕組みの検討
	適正な解体工事に必要な技術の専門性、高度性、資質等の検討
	今後の取組状況や解体工事業の実態を踏まえ、規制の在り方について改めて検討

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(1) 分別解体等における取組の推進

⑥ 分別解体等における工事内容及び費用の明確化

課題	適正な費用負担について発注者等の理解が得られないまま、処理費用を抑えるために建設廃棄物の不適正処理がなされるおそれがある
基本的方向性	建設リサイクルの一層の促進を図るためには、個人住宅の建設等においてその当事者となり得る一般市民を含めた 全ての関係者が、分別解体等及び再資源化等の内容及び応分の費用負担について理解を深めることが重要
具体的な取組	現行制度上での 元請業者から発注者への書面説明・契約書記載についての徹底・充実
	発注者を含めた、一般市民の適正費用負担に対する理解向上のため、より一層の情報提供、啓発方法について検討
	現行規定に基づく 元請業者・下請業者間の告知・契約の適正な実施、適正費用負担に対する理解向上のため、より一層の情報提供、啓発方法について検討
	元請業者が対象建設工事の下請業者に再資源化等を請け負わせない場合の 元請業者・下請業者間の請負契約書面記載内容について見直し を検討

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(2) 再資源化における取組の推進

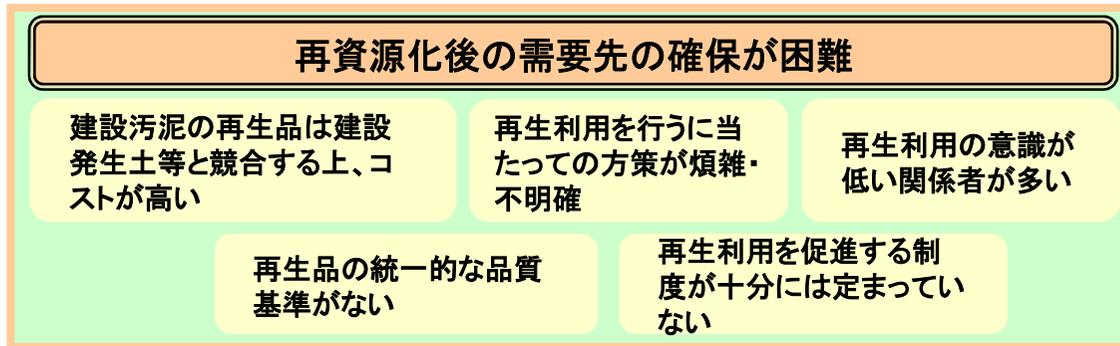
① 特定建設資材の指定品目及び再資源化

課題	廃石膏ボード、建設汚泥等の再資源化の取組の遅れ
基本的方向性	建設廃棄物全体の再資源化率の向上には、特定建設資材の取組をより一層徹底し、 その他の建設資材については、リサイクル技術及び体制等の整備状況を踏まえつつリサイクルを進めていく 建設廃棄物全体の再資源化率の向上を図るためには、排出量の8割を占める 特定建設資材の取組をより一層徹底することが重要
具体的な取組	【現行の特定建設資材4品目】 品目指定を継続し、再資源化の更なる徹底、再資源化施設の整備、再資源化率及び再資源化等率の目標の見直し実施
	【石膏ボード】 リサイクル体制や技術開発が未確立のため 品目追加は見送り 、まずは 解体時の現場分別徹底についての措置を実施、分別方法の検討、費用負担の情報提供 将来の品目追加を視野に、早急に再資源化促進に向けた必要な取組を実施
	【建設汚泥】 汚泥は建設資材でなく、リサイクル体制等の課題があることから 品目追加は見送り 、H18.6策定の 再生利用ガイドラインに基づき総合的な有効利用方策を推進
	【その他の建設資材】 排出量、技術面及びコスト面等の状況から 直ちに品目追加できる状況はないが、今後の再資源化における技術開発や施設整備状況を踏まえて検討が必要

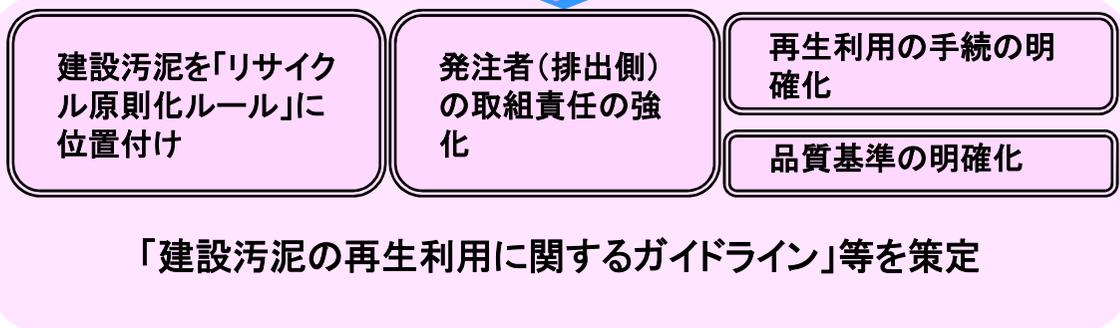
建設汚泥のリサイクルにおける現状・課題

- 建設汚泥の再資源化率は48%、再資源化等率は75%（平成17年度）
- 現状では再資源化後の需要先の確保が困難であり、建設発生土等と競合しない用途の拡大が必要。
- 再資源化施設は全国に分布しているが、やや地域的に偏在している。

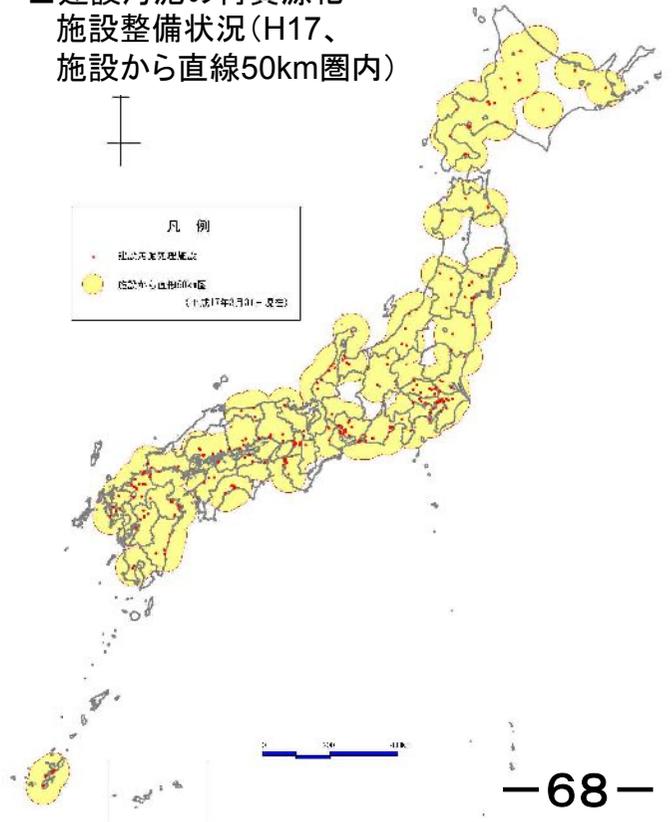
現状・課題



対応策



■ 建設汚泥の再資源化施設整備状況（H17、施設から直線50km圏内）



4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(2) 再資源化における取組の推進

② 再資源化等完了後の報告のあり方

課題	<p>完了報告・適正処理されなかった場合の行政への申告を、一般市民たる発注者のみに委ねることは難しい</p> <p>→行政は不適正な再資源化等の状況を必ずしも十分に把握できていない</p>
基本的な方向性	<p>建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るためには、元請業者から費用の負担者である発注者へ完了報告が確実になされること、また、適正な再資源化等が行われなかった場合は、行政が迅速にその状況を把握できることが重要である</p>
具体的な取組	<p>まず、発注者もしくは元請業者に行政への再資源化等完了報告の実施を行わせることや、廃棄物処理の全体の流れについて、関係者がリアルタイムに把握できる仕組みが必要</p> <p>→リアルタイムに把握できる仕組みは、電子マニフェスト等の既存の仕組みを最大限利用</p> <p>→行政への報告方法や必要な情報の整理の検討</p> <p>電子マニフェストが普及するまでの仕組みの構築の検討</p> <p>企業の自主的な取組や優良な処理業者に関する情報提供促進の検討</p>

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(3) 縮減に関する取組の推進

① 建設発生木材の縮減のあり方

課題	<p>現行の規定においては、50km圏内に再資源化施設がない場合に限って縮減は認められており、現状の再資源化施設の分布状況から見ると、離島等一部地域を除いて、実質的に認められていないにもかかわらず建設発生木材は依然として2割強が縮減されており、コンクリート塊やアスファルトコンクリート塊と比較して再資源化率が低い</p> <p>建設発生木材の縮減実態及び木材チップの需給動向の定量的な把握や分析が十分になされていない</p>
基本的方向性	<p>建設発生木材を安易に焼却することを防止し、少なくとも焼却の際に生じる熱を回収し、化石燃料の使用の代替とする等の有効利用を行うことは、地球温暖化防止の観点からも重要</p>
具体的な取組	<p>まずは現行の縮減規定のもと不適正な縮減が行われないう、関係者に対して縮減規定の周知徹底、再資源化の徹底及び不適正縮減の防止に対する指導強化の検討</p> <p>縮減の実態及び木材チップの需要動向について把握と分析を行い、不適正な縮減を抑制するために、地域における木材チップ需給状況や再資源化施設についての情報提供の充実を図る</p> <p>縮減状況について把握し、不適正な縮減が行われないうに監視できる仕組みの検討</p>

4. 課題解決に向けての具体的な取組

3. 建設廃棄物適正処理の徹底

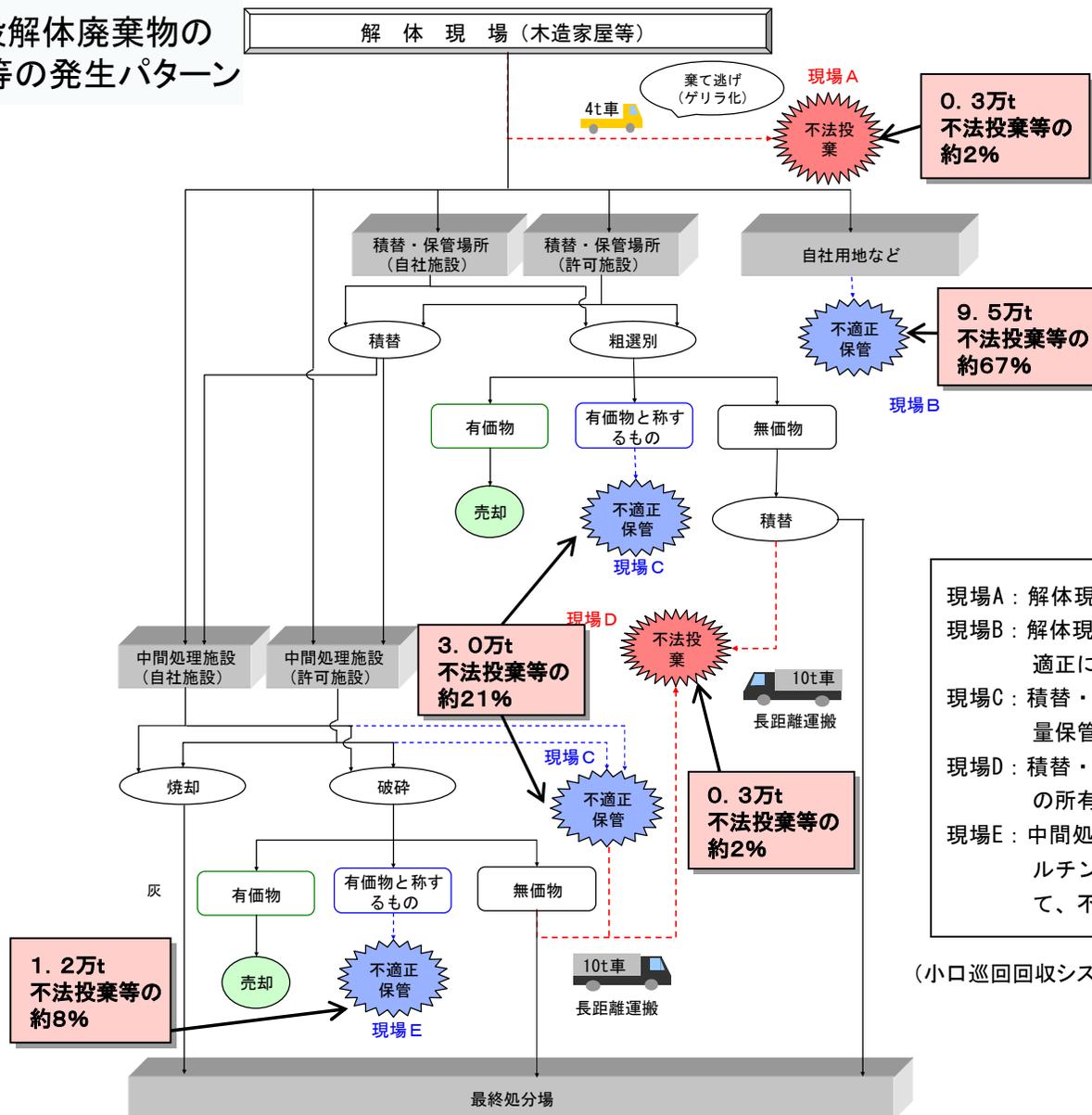
(1) 適正処理における取組の推進

① 不適正処理が発生するメカニズム

課題	<p>排出事業者責任のないものが自ら処理と称して、無許可で不適正処理行っている事例、有価物と称して不適正保管をする事例、リサイクルと称して不適正処分する事例、無許可業者等が見られる</p> <p>→依然として不適正処理が多発している</p>
基本的方向性	<p>建築廃棄物の再資源化等及び適正処理の履行確保を図るためには、行政を含む関係者が不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを迅速かつ効率的に把握することが重要</p>
具体的な取組	<p>まずは自ら処理について実態把握を行い、建設廃棄物の流れの把握が必要</p> <p>自ら処理を含めた、不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを、電子化された情報により的確に把握する仕組みの検討</p>

建設系不法投棄の発生パターン

木造建設解体廃棄物の
不法投棄等の発生パターン



現場A：解体現場から4 tトラックで公道や農地に棄て逃げる。
 現場B：解体現場から自社用地等に搬入し、自社物と称して不適正に大量保管している。
 現場C：積替・保管施設や中間処理施設の用地内に不適正に大量保管している。
 現場D：積替・保管施設等で積替した後、10 tトラックで他人の所有地などに不法投棄する。
 現場E：中間処理後の木くずチップを、燃料原料、敷き料、マルチング材等としての利用を目的とした有価物と称して、不適正保管する。

(小口巡回回収システム構築に関する調査報告書(平成17年3月)から)

4. 課題解決に向けての具体的な取組

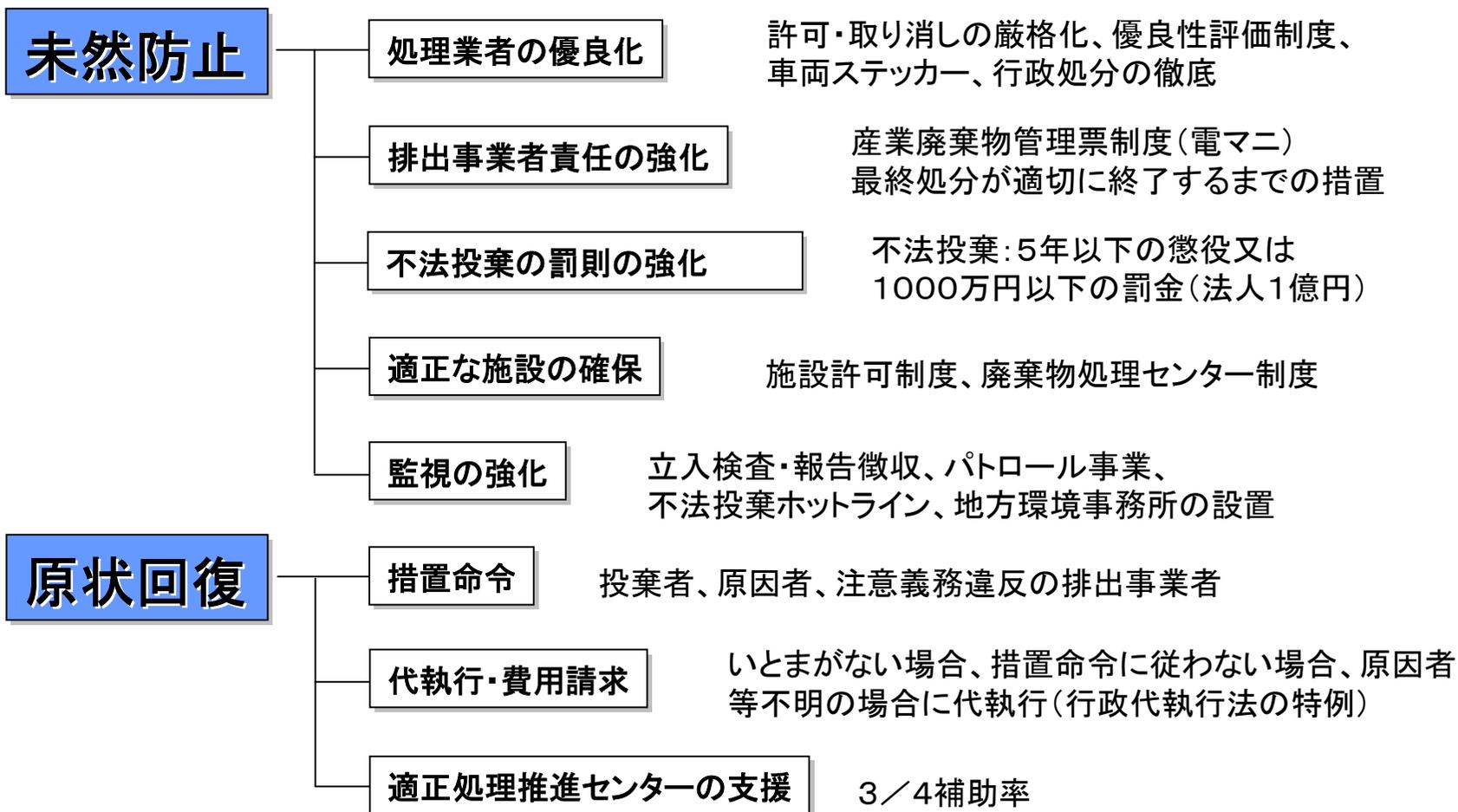
3. 建設廃棄物適正処理の徹底

(1) 適正処理における取組の推進

② 不適正処理の防止策の実施

課題	建設廃棄物を排出事業者自ら処理する場合など、 廃棄物処理に係る情報を行政が把握することが困難な場合がある
基本的方向性	建築廃棄物の再資源化等及び適正処理の履行確保を図るためには、行政を含む関係者が不適正処理等につながる 建設廃棄物の流れを迅速かつ効率的に把握することが重要
具体的な取組	<p>廃棄物の流れをリアルタイムに把握できる、透明性、効率性の高い仕組みの構築が必要（仕組みの運用については、関係者の負担が過度にならないよう配慮）</p> <p>環境マネジメントシステムの認証制度を活用した事業者の自主的な取組の促進や、優良な処理業者等に係る情報提供の方策について検討</p>

不法投棄対策の体系



※ 当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

4. 課題解決に向けての具体的な取組

3.建設廃棄物適正処理の徹底

(2)取締まりにおける取組の推進

①パトロール等の実効性の向上

課題	<p>工事現場の箇所数が多いことや解体工事現場において当該工事が届出済みであるかをパトロールを実施する行政が容易に判別できる仕組みとなっていない</p> <p>→パトロールの効率が上がっていない</p>
基本的 方向性	<p>行政や市民の連携による不法行為の監視強化や行政対応の迅速化を図ることで、関係者の法令遵守に対する意識を向上させることが重要</p>
具 体的 な 取 組	<p>行政パトロール等の充実により不法事例の摘発を強化するとともに、取組の結果や行政処分の情報公開することで、関係者の法令遵守に対する意識向上を図る</p>

4. 課題解決に向けての具体的な取組

3. 建設廃棄物適正処理の徹底

(2) 取締まりにおける取組の推進

② 現場状況把握の強化

課題	<p>工事現場の箇所数が多いことや解体工事現場において当該工事が届出済みであるかをパトロールを実施する行政が容易に判別できる仕組みとなっていない</p> <p>→パトロールの効率が上がっていない</p>
基本的 方向性	<p>行政や市民の連携による不法行為の監視強化や行政対応の迅速化を図ることで、関係者の法令遵守に対する意識を向上させることが重要</p> <p>行政が現場において効率的に分別解体等及び再資源化等の状況把握が必要</p>
具体的な 取組	<p>現場標識の掲示の徹底、掲示内容の充実及び標識への届出済みシールの貼付</p> <p>行政の現場状況把握が容易に図れるような仕組みが必要</p> <p>届出済みシールの現場標識への貼付について全国展開を図るべき</p> <p>上記取組等の進展によって、地域住民や発注者を含む関係者の意識向上が図られ、関係者間で法令が適正に遵守されているかのチェックがなされることが期待される</p>

状況把握の強化について

◎届出・通知者への届出・通知済みシールの交付

■建設リサイクル法第10条に基づく届出(公共工事の場合は第11条に基づく通知)済みであることを確認し、無届出施工を抑止するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上等に寄与することを目的に、「届出(通知)済シール」を交付し、解体工事の現場標識に貼付するよう指導している自治体がある。

■届出(通知)済シール様式(例:東京都)

■都道府県等における届出・通知済みシールの実施状況(H18.7.10現在)

実施状況	都道府県数
実施済み	23
一部で実施	7
未実施	17

建設リサイクル法届出・通知済	
受付日	年 月 日
受付番号	
行政庁名	

4. 課題解決に向けての具体的な取組

3.建設廃棄物適正処理の徹底

(2)取締まりにおける取組の推進

③行政における情報共有等の連携強化

課題	建設リサイクル制度の届出情報等を関係する行政部局間(建設部局及び環境部局)で共有するなどの連携が十分でないケースが見受けられる
基本的 方向性	建築廃棄物の再資源化等及び適正処理の履行確保を図るためには、行政を含む関係者が不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを迅速かつ効率的に把握することが必要 届出情報等を関係する行政部局間で共有するなどの連携が重要
具体的 な取組	行政間の情報共有等の連携がスムーズになされる方策について検討・実施



5. 今後の進め方

(1) 必要な措置を講ずるべきもの

本とりまとめ後、省令改正や運用改善等の必要な措置について、検討に着手し順次実施する。

- ① 分別解体等に係る施工方法に関する基準について機械施工で対応可能なケースについて明確化する等の見直し
- ② 対象建設工事の事前届出・通知における内容の充実及び効率化等の検討・実施
- ③ 元請・下請間の契約書面における再資源化等に係る記載内容の見直し
- ④ 石膏ボードの解体時の現場分別の徹底
- ⑤ 届出済みシールの現場標識貼付の全国展開
- ⑥ 行政間の情報共有等の連携策

(2) 調査検討等の結果を踏まえて、改めて検討すべきもの

本とりまとめ後、まずは(3)の調査検討等を行ったうえで、その結果を踏まえ、改めて検討を実施する。

- ⑦対象規模基準の見直し
- ⑧適切な届出時期の検討
- ⑨解体工事業に係る規制の在り方
- ⑩特定建設資材の指定品目の見直し
- ⑪行政を含む関係者が建設廃棄物の流れを把握するための「見える化」の仕組みの導入の検討

(3) 特に優先的に調査検討を行うべきもの

本とりまとめ後、(2)の検討等に資するために、優先的に調査検討等に着手する。

- ⑫発生抑制の実態把握
- ⑬再使用の実態把握
- ⑭行政を含む関係者が建設廃棄物の流れを把握するための「見える化」の仕組みの検討
- ⑮対象建設工事の事前届出・通知率の向上策
- ⑯工事規模と不適正処理量との関係の調査・分析
- ⑰小規模工事における効率的な分別・収集・運搬の仕組みの検討
- ⑱事前届出における手続及び審査の効率化の検討
- ⑲石膏ボードの再資源化促進に向けた取組
- ⑳廃棄物の自ら処理の実態把握

(4) その他の取組

本とりまとめ後、順次取組を実施する。

- 発生抑制に関する工法や技術等の情報の積極的な蓄積、共有及び周知等
- 関係者による電子マニフェストの普及促進
- 建設リサイクル制度に係る関係者間の情報共有、連携強化に必要な情報の提供法策についての検討及び実施
- 分別解体等における有害物質等の取扱いに関する、関係法令による規制も含めたより一層の情報提供
- 関係者に対する建設発生木材の縮減規定の周知徹底及び指導強化
- 行政パトロール等の充実による不法事例の摘発の強化 等